

<h1>静岡市報</h1>	No. 72
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

規 則

- 静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市女性会館条例施行規則及び静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規  
則・・ 25
- 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市自然の家条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則・・・・・・・・・・ 41
- 静岡市文化財保護条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 静岡市博物館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 静岡市スポーツ推進委員規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 静岡市総合運動場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 静岡市体育館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 静岡市城北運動場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- 静岡市スポーツ広場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 静岡市清水駅東口ライミング場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
- 静岡市キャンプ場条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

○静岡市清水庵原球場条例施行規則	103
○静岡市蒲原プール条例施行規則	107
○静岡市学校給食費の管理に関する規則	109
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	112
○静岡市職員職名規則の一部を改正する規則	121
○静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則	122
○静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則	134
○静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	135
○静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則	157
○静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則を廃止する規則	158
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	159
○静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則	161
○静岡市井川地区消防職員等住宅管理規則	164
○市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	168
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	169
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	185
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	188
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	190
○静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	192
○静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	193
○静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則	202
○静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	203
○静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	204
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	205
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	212
○静岡市契約規則の一部を改正する規則	214
○静岡市救護所管理規則の一部を改正する規則	215
○静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則	216
○静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則	225
○静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則	236

- 静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・252
- 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・253
- 静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・254
- 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・255
- 静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・262
- 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・263
- 静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・264
- 静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・267
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・268
- 静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・269
- 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・276

#### 人事委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・280
- 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・285
- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・・・286
- 静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・287
- 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・288
- 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・317
- 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則・・329
- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・330
- 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・331

#### 教育委員会規則

- 静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・333
- 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・335
- 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・337
- 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・338

- 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・340
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・341
- 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則・342
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・346
- 静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・347
- 静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則・・・・・・・・・・348

#### 上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・351
- 静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・353
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・360

#### 訓 令

- 静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程・・・・・・・・・・362
- 静岡市公文書管理規程の一部改正・・・・・・・・・・363
- 静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正・・・・・・・・・・364
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・365
- 静岡市立の幼保連携型認定こども園の園長及び保育教諭等の選考に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・366
- 静岡市待機児童園の事務に従事する職員の兼職に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・367
- 静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・368
- 静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・369
- 静岡市業務改善推進規程の一部改正・・・・・・・・・・370
- 静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・373
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・374
- 静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正・・・・・・・・・・377
- 静岡市車両管理規程の一部改正・・・・・・・・・・378

#### 教育委員会訓令

- 静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程の廃止・・・・・・・・・・384

**消防本部訓令**

- 静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 386
- 静岡市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・ 393
- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 394
- 静岡市消防局救急業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 397
- 静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・ 398
- 静岡市危険物規制事務処理規程の廃止・・・・・・・・・・・・・・ 401

**告 示**

- 静岡市小児慢性特定疾病審査会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 403
- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 404
- 静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・ 406

**監査委員告示**

- 静岡市監査基準の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 408
- 静岡市監査基準の一部改正・・・・・・・・・・・・・・ 409

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第47号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の定額減税の実施等について規定するため所要の改正をすることとした。

---

# 条 例

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

#### 静岡市条例第47号

##### 静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第89条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの  
の 年額 2,000円

第94条第2項第5号中「定格出力」の次に「(第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第95条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第19条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第35条の2第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第4項

中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例の第89条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

# 規 則

## 静岡市規則第11号

静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月18日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

## 第2条第1項の表中

「

静岡市静岡斎場	午前9時30分から正午までの30分間隔及び午後1時から午後2時30分までの30分間隔
静岡市静岡斎場井川分場	午前9時から午後5時までの間で市長が指定する時刻

を

」

「

静岡市静岡斎場	午前9時30分から正午までの30分間隔及び午後1時から午後2時30分までの30分間隔
---------	--

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第12号

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則をここに制定する。

令和7年3月24日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和7年静岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(住民への周知の措置を講じたことを証する書類)

第4条 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号の書類は、住民周知措置実施報告書（様式第2号）とする。

(工事の安全性を確かめるために必要な書類)

第5条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 盛土又は切土をしようとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 防災計画平面図
- (5) 防災施設構造図
- (6) 防災施設構造計算書

- (7) 排水施設流量計算書
- (8) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 信用に関する申告書（様式第3号）
- (11) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）
- (12) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土石の堆積を行おうとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 土石の堆積を行おうとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 排水施設流量計算書
- (5) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (6) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 信用に関する申告書（様式第3号）
- (8) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）
- (9) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(技術的基準の特例)

第6条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定め

る災害の防止上支障がないと認められる土地において政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる他の措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 石積み工
  - (2) 編<sup>しがら</sup>柵工、筋工又は積苗工
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める工法
- 2 政令第20条第2項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める強化し、又は付加する技術的基準は、別表のとおりとする。

（軽微な変更の届出）

第7条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第5号）により行うものとする。

（完了検査申請書等の添付書類）

第8条 法第17条第1項の規定による申請は、省令第40条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

- 2 法第17条第4項の規定による申請は、省令第43条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。
- 3 法第36条第1項の規定による申請は、省令第70条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。
- 4 法第36条第4項の規定による申請は、省令第73条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

（中間検査申請書の添付書類）

第9条 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第18条第1項の規定による申請は、省令第46条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類
- (2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

2 法第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る法第37条第1項の規定による申請は、省令第76条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類
- (2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

(定期の報告)

第10条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における擁壁等の措置の施行状況を明らかにする写真
- (3) 報告に係る期間中に盛土をしたときに用いた土石の性質を明らかにする写真
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況を明らかにする写真

2 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況を明らかにする写真

(定期の報告の期限等)

第11条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる時点における状況に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限までに行うものとする。

時点	期限
1月末日	2月末日
4月末日	5月末日
7月末日	8月末日
10月末日	11月末日

(規制区域の指定の際行われている工事の届出の添付書類)

第12条 法第21条第1項の規定による届出（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、省令第52条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 法第21条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、省令第

52条第3項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
  - (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面
  - (3) 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 3 法第40条第1項の規定による届出（特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、省令第82条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

4 法第40条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、省令第82条第2項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面
- (3) 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真  
(擁壁等に関する工事の届出の添付書類)

第13条 法第21条第3項の規定による届出は、省令第55条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真
- (3) 除却後の措置に関する計画書

2 法第40条第3項の規定による届出は、省令第85条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真
- (3) 除却後の措置に関する計画書  
(公共施設用地の転用の届出の添付書類)

第14条 法第21条第4項の規定による届出は、省令第56条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 転用した土地の写真

2 法第40条第4項の規定による届出は、省令第86条の届出書に、次に掲げる書類を添付して

行うものとする。

(1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図

(2) 転用した土地の写真

(適合証明書の交付の請求)

第15条 省令第88条の規定による請求は、適合証明書交付請求書（様式第8号）により行うものとする。

(工事の着手の届出)

第16条 条例第4条の規定による届出は、工事の着手届出書（様式第9号）に、法第49条の規定による標識の掲示の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第17条 条例第5条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書に、当該変更により影響を受ける書類について、その変更後のものを添付して行うものとする。

変更の区分	届出書
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書（様式第10号）
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	土石の堆積に関する工事の変更届出書（様式第11号）
法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出に係る事項の変更	擁壁等に関する工事の変更届出書（様式第12号）

(工事の完了の届出)

第18条 条例第6条の規定による届出は、工事の完了届出書（様式第13号）に、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(工事の廃止の届出等)

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、工事の廃止等届出書（様式第14号）に、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付して行うものとする。

2 条例第7条第2項後段の規定による承認を受けるに当たっては、安全上の措置に関する承認申請書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 安全上の措置に関する計画書
- (2) 廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真  
(地位の承継の届出)

第20条 条例第8条後段の規定による届出は、地位の承継届出書（様式第16号）に、承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

別表（第6条関係）

### 1 法面の形状

- (1) 高さが5メートル以上である盛土又は切土には、当該盛土又は切土の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (2) 盛土と切土とを同時にする場合においては、高さが5メートル以上である盛土及び切土には、当該盛土及び切土の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (3) 盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると市長が認める場合は、この限りでない。

### 2 盛土の高さ及び法面の勾配

盛土の高さ及び法面の勾配は、土石の性質等に応じて適切に設定され、安全性が確かめられたものであること。

### 3 大規模な盛土の安全性

次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、盛土の安全性の確認に必要な調査及び試験を行い、その結果に基づく安定計算を行うことにより自重及び地震力により当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。

- (1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、当該盛土をすることにより当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、当該盛土の内部に地下水が浸入することが想定されるもの
- (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、当該盛土の高さが5メートル以上となるもの

(3) 盛土の高さが15メートルを超えるもの

#### 4 盛土をする前の地盤対策

盛土をする場合においては、盛土をする土地の地盤の沈下又はその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

#### 5 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

高さ5メートルを超える擁壁又は第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土に設置する擁壁については、政令第8条第1項第2号（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものであること。

(1) 土圧、水圧、自重及び地震力（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

#### 6 特殊の材料又は構法による擁壁

高さが5メートルを超える擁壁又は第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土に設置する擁壁が、政令第17条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する擁壁である場合においては、地震力によって安全性が損なわれないものとする。

#### 7 任意に設置する擁壁の構造

高さが2メートル以下の擁壁（政令第8条第1項第1号（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造の擁壁又は政令第17条に規定する擁壁とすること。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

#### 8 排水処理

宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合においては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水を有効かつ適切に排出することができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水施設を下水道、排水路

その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続すること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、宅地造成等に関する工事をを行う土地の区域において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設置することを妨げない。

#### 9 工事中の防災措置

宅地造成等に関する工事をを行う場合において、宅地造成等に関する工事をを行う土地の区域外に土砂が流出しないように、土砂の流出を防止するための施設を設置すること。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第13号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第53号その1（2枚目）及び様式第55号（裏）中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市介護保険条例等施行規則様式第53号その1及び様式第55号の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市規則第14号

静岡市女性会館条例施行規則及び静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市女性会館条例施行規則及び静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

(静岡市女性会館条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市女性会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用施設 利用場所	利用日時	利用予定人員	施設使用料	特殊器具 等使用料	使用料計
		人	円	円	円
合計					
利用内容  利用区分				領収年月日	
備考					

を

」

「

利用施設 利用場所	利用日時	利用予定人員	施設使用料	特殊器具 等使用料	使用料計
		人	円	円	円
合計					
利用内容					
利用区分					
その他					

に

」

改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中

「

利用内容	領収日付印
利用条件 1 静岡市女性会館条例、静岡市女性会館条例 施行規則及び市長又は指定管理者の指示を 守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者 が行ってください。	
備考 1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは、無効です。 3 利用の際は、本書を携帯してください。	

を

」

「

利用内容
利用条件 1 静岡市女性会館条例、静岡市女性会館条例施行規則及び市長又は指定管理者の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 利用の際は、本書を携帯してください。

に

」

改める。

(静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市生涯学習施設条例施行規則（平成20年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

利用施設 利用場所	利用日時	利用予定人員	施設使用料	特殊器具 等使用料	使用料計
		人	円	円	円
合 計					
利用内容  利用区分				領収年月日	
備考 大河内生涯学習交流館等の場合は、 「(宛先) 指定管理者 名 称 を「(宛先)					

を

代表者氏名」 静岡市長」に替えてください。
--------------------------

「

利用施設 利用場所	利用日時	利用予定人員	施設使用料	特殊器具 等使用料	使用料計
		人	円	円	円
合 計					
利用内容					
利用区分					
その他					

に

」

改め、同様式（注）を削り、同様式に備考として次のように加える。

「(宛先) 指定管理者

備考 大河内生涯学習交流館等の場合は、 名 称 を「(宛先) 静岡市長」に  
代表者氏名」

替えること。

様式第2号中

「

利用内容	領収日付印
利用条件 1 静岡市生涯学習施設条例、静岡市生涯学習施設条例施行規則及び係員の指示を守ってくだ	

<p>さい。</p> <p>2 利用後の整理及び原状回復は、すべて利用者が行ってください。</p>	
<p>備考 1 本書をもって領収書に代えます。</p> <p>2 領収印のないものは、無効です。</p> <p>3 利用の際は、本書を携帯してください。</p> <p style="text-align: right;">「指定管理者</p> <p>4 大河内生涯学習交流館等の場合は、名 称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">を「静岡市長 氏 名 [印]」に替えて</p> <p style="text-align: center;">[印]</p> <p>ください。</p>	を

「

利用内容	
<p>利用条件 1 静岡市生涯学習施設条例、静岡市生涯学習施設条例施行規則及び係員の指示を守ってください。</p> <p>2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。</p>	に
<p>(注) 1 本書をもって領収書に代えます。</p> <p>2 利用の際は、本書を携帯してください。</p>	

」

」

改め、同様式に備考として次のように加える。

「指定管理者

備考 大河内生涯学習交流館等の場合は、名 称 を「静岡市長 氏  
代表者氏名 [印]

名 [印]」に替えること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第15号

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則（平成28年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「貸与」を「貸与等」に改め、同条第1項中「遠距離大学等通学費貸与申請書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）申請書」に改め、同項第3号中「世帯全員」を「申請者及び保護者」に改め、同条第2項中「末日の前後1月間」を「初日から末日の1月後までの期間」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第8条第1項の規定により資金の貸与の決定を受けた事項の変更を申請しようとする者は、遠距離大学等通学費貸与（変更）申請書に第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

第3条の見出し中「貸与の決定等」を「貸与等の決定」に改め、同条中「の貸与」の次に「若しくは条例第8条第2項の規定により資金の貸与の変更」を加え、「貸与をしない」を「不決定をした」に、「遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）決定（不決定）通知書」に改める。

第6条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第7条中「第9条」を「第10条」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項第1号中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「様式第10号）を」を「様式第10号）に同条第1項各号に該当すること

を証する書類を添えて、」に改め、同条第4項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第10条第1項中「第12条」を「第13条」に、「様式第12号)を」を「様式第12号)に同条の規定による資金の返還を猶予すべき事実を証する書類を添えて、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大規模災害等により当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認める場合は、添付することを要しない。

第10条第2項中「第12条」を「第13条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号中

「

本人	性 別	男 ・ 女	を
	現 住 所		
	電 話 番 号		
	生 年 月 日	年 月 日 ( ) 歳	

」

「

本人	現 住 所		に
	電 話 番 号		
	メールアドレス		
	生 年 月 日		

」

改める。

様式第3号中「遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）決定（不決定）通知書」に改め、「第5条」の次に「（第8条第2項）」を、「の貸与」の次に「（の変更）」を加え、「2 貸与を決定した金額」を「2 貸与を決定した金額（変更後の貸与決定額）」に、「3 貸与を決定した期間」を「3 貸与を決定した期間（変更後の貸与決定期間）」に改める。

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第7号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第9号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

様式第10号中「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に、「第11条第1項第2号」を「第12条第1号第2号」に改める。

様式第11号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第12号及び第13号中「第12条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第16号

静岡市自然の家条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市自然の家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自然の家条例(平成15年静岡市条例第278号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家(以下「自然の家」という。)の利用の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、自然の家利用許可申請書(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の受付期間は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する年度の前年度の2月における市長が定める日から利用日の10日前までとする。ただし、条例第9条各号のいずれかに該当する場合における受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から利用日の10日前までとする。

(1) 条例第9条第1号に該当するとき 利用日の属する年度の前年度の10月における市長が定める日

(2) 条例第9条第2号に該当するとき 利用日の属する年度の前年度の12月における市長が定める日

3 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、同項に規定する期間外においても許可申請書を受理することができる。

4 許可申請書の受理後においてその記載事項に変更を生じるときは、市長に申し出てその指示を受けなければならない。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、自然の家の利用を許可したときは、自然の家利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(領収書の交付)

第4条 条例第13条の規定により使用料の納入があったときは、領収書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用料の減額又は免除の申請）

第5条 条例第14条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、自然の家使用料減額・免除承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請に係る使用料の減額又は免除について承認したときは、自然の家使用料減額・免除承認通知書（様式第5号）を交付する。

（使用料の還付の申請）

第6条 条例第15条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、自然の家使用料還付申請書（様式第6号）に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（事前打合せ）

第7条 条例第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の方法、遵守すべき事項その他必要な事項について、自然の家の職員と事前に打合せを行わなければならない。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を守り、他人に危害を加え、又は迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 利用を承認されていない設備を利用しないこと。
- (3) 自然の家内で承認なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 危険物の持込みをしないこと。
- (5) 火災予防に注意すること。
- (6) 職員の管理上必要な指示に従うこと。
- (7) 利用の際、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (8) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届けること。
- (9) 利用を終えたときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (10) 所定の場所以外の場所において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (11) 立入りを禁じられた区域に立ち入らないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が自然の家の管理上支障があると認める行為をしないこと。

こと。

(職員)

第9条 自然の家に所長を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、自然の家に主幹、副主幹及び主査を置くことができる。
- 3 所長、主幹、副主幹及び主査は、職員のうちから市長が命ずる。

(職責)

第10条 所長は、上司の命を受けて自然の家に属する事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

- 2 主幹又は副主幹は、それぞれ上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属員があるときは、これを指揮監督する。
- 3 主査は、上司の命を受けて分担事務を掌理する。

(専決)

第11条 所長は、静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）別表第1の専決事項中室長等共通の専決事項及び自然の家に配属された職員に係る課長等共通の専決事項（別表第1（2）人事に関する事項の8から10までに限る。）を専決処理することができる。

(運営協議会)

第12条 条例第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第13条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、環境局環境共生課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、自然の家の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第17号

静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家における事業の円滑な運営に資するために静岡市葵区井川字大日地内に設置する静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅（以下「職員住宅」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入居者の資格)

第2条 職員住宅には、静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家自然の家に勤務する職員及び市長が特に必要があると認める者を入居させるものとする。

## (入居の申請)

第3条 職員住宅に入居しようとする者は、職員住宅入居申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (入居の決定)

第4条 市長は、前条の規定により職員住宅の入居の申請があったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により職員住宅の入居を決定したときは、職員住宅入居決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による入居決定の際、必要な条件を付けることができる。

## (誓約書)

第5条 前条の規定により職員住宅の入居の決定を受けた者（以下「入居者」という。）は、入居する日までに、誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

## (入居料)

第6条 職員住宅の入居料は、無料とする。

## (入居者の費用負担)

第7条 職員住宅の維持のために必要な修繕等の費用負担の区分は、市長が別に定める。

## (遵守事項)

第8条 入居者及びその同居人（以下これらを「入居者等」という。）は、職員住宅の利用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 適切な注意を払うこと。
- (2) 職員住宅の全部又は一部を他人に貸し付けないこと。
- (3) 市長の許可を得ないで職員住宅の原状を変更しないこと。

（損害賠償の義務）

第9条 市長は、入居者等が故意又は重大な過失により職員住宅を滅失させ、又は損傷したときは、当該入居者等に対し、これにより生じた損害の賠償を求めることができる。

（職員住宅の明渡請求）

第10条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、職員住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) この規則又は第4条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（返還の申出等）

第11条 入居者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該入居者（第2号の事由が生じたときは、その遺族）は、職員住宅返還届（様式第4号）を市長に提出し、その検査を受け、当該各号に定める期間内に職員住宅を返還しなければならない。

- (1) 転勤その他の理由により職員住宅に居住する必要がなくなったとき 5日以内
- (2) 死亡したとき 30日以内

（立入検査）

第12条 市長は、職員住宅の管理上必要があると認めるときは、職員住宅を検査し、又は入居者に対して適当な指示をすることができる。

2 前項の規定による検査に当たり、現に使用している職員住宅に立ち入る場合は、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。

（管理責任者の指定）

第13条 市長は、入居者のうちから職員住宅の管理責任者を指定し、市長からの指示の伝達等必要な事務を行わせるものとする。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、職員住宅の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に職員住宅に入居している者は、この規則の相当規定により入居した者とみなす。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第18号

静岡市文化財保護条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の同意書)

第2条 条例第4条第2項（条例第24条第2項及び条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、市文化財指定同意書（様式第1号）によるものとする。

(指定書の様式)

第3条 条例第4条第6項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定は、指定書（様式第2号）によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第4条 条例第12条又は条例第36条の規定による許可を受けようとする者は、市指定有形文化財（史跡名勝天然記念物）現状変更等許可申請書（様式第3号）を変更等をしようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(認定書の交付)

第5条 条例第18条第2項の規定による認定をしたときは、認定書（様式第4号）を交付する。

(届出書の様式)

第6条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書によるものとする。

- (1) 条例第6条第3項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財管理責任者選任（解任）届出書（様式第5号）
- (2) 条例第7条第1項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所有者変更届出書（様式第6号）
- (3) 条例第7条第2項（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所有者（管理責任者）氏名等変更届出書（様式第7号）
- (4) 条例第8条（条例第27条及び条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届

出 市指定文化財滅失・毀損等届出書（様式第8号）

- (5) 条例第9条（条例第27条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財所在場所変更届出書（様式第9号）
- (6) 条例第13条第1項（条例第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出 市指定文化財修理届出書（様式第10号）
- (7) 条例第20条の規定による届出 市指定無形文化財（選定保存技術）保持者氏名等変更届出書（様式第11号）
- (8) 条例第26条第1項の規定による届出 市指定有形民俗文化財現状変更等届出書（様式第12号）
- (9) 条例第35条の規定による届出 市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届出書（様式第13号）  
（指定書等の再交付）

第7条 交付された指定書又は認定書を亡失し、又は損傷したときは、指定書（認定書）再交付申請書（様式第14号）を速やかに市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（維持の措置の範囲）

第8条 条例第12条ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 静岡市指定有形文化財（以下この項において「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合においては、当該現状変更等終了時における原状）に回復するとき。
- (2) 市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の処置を執るとき。

2 条例第36条ただし書に規定する維持の措置は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物（以下この項において「市指定史跡名勝天然記念物」という。）が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に回復するとき。
- (2) 市指定史跡名勝天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置を執るとき。

(3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(標識及び説明板)

第9条 条例第34条の規定により設置する標識及び説明板には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 静岡市指定史跡、静岡市指定名勝又は静岡市指定天然記念物の別及び名称
- (2) 市の名称
- (3) 指定年月日
- (4) 設置年月日
- (5) 説明事項（標識を除く。）
- (6) 保存の上で注意すべき事項（標識を除く。）
- (7) 前各号に定めるもののほか、参考となる事項

(境界標)

第10条 条例第34条の規定により設置する境界標は、石造り又はコンクリート造りの角柱とし、指定に係る地域の境界線の主要な地点に設置するものとする。

(台帳の備付け)

第11条 市長は、市指定（選定）文化財台帳（様式第15号）を備えておくものとする。

(文化財保護審議会)

第12条 条例第44条の静岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議は、会長が招集する。
- 6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 審議会の庶務は、市長の定めるところにより処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第19号

静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下「省令」という。）に基づき、市の埋蔵文化財の保護事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査のための発掘に関する届出等)

第2条 省令第1条第1項に規定する届出の書面は、埋蔵文化財発掘調査の届出書（様式第1号）によるものとする。

2 法第92条第2項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘調査に係る指示の通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第92条第2項の規定による発掘の禁止、停止又は中止の命令は、埋蔵文化財発掘調査禁止（停止・中止）命令書（様式第3号）により行うものとする。

(土木工事等のための発掘に関する届出等)

第3条 省令第2条第1項に規定する発掘届出の書面は、埋蔵文化財発掘の届出書（様式第4号）によるものとする。

2 法第93条第2項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 前項の指示を行うに当たっては、次の基準によるものとする。

- (1) 記録保存のための本発掘調査を行う場合の基準は、別表第1によるものとする。
- (2) 記録保存のための工事立会いを行う場合の基準は、別表第2によるものとする。
- (3) 前2号に規定する場合に該当しないときは、市長は、特に慎重を期して工事を行うことを指示することができる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長は、埋蔵文化財を保護する上で必要であると認める事項について指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出等)

第4条 省令第4条第1項に規定する届出の書面は、遺跡発見の届出書(様式第6号)によるものとする。

2 法第96条第2項の規定による行為の停止又は禁止の命令は、遺跡の現状変更行為停止(禁止)命令書(様式第7号)により行うものとする。

3 法第96条第8項の規定による指示は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書(様式第5号)により行うものとする。

4 法第96条第8項の規定による指示については、前条第3項の規定を準用する。

(国の機関等の遺跡発見に関する通知等)

第5条 法第97条第1項の規定による通知は、遺跡発見の通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第97条第3項の規定による通知は、埋蔵文化財発掘に係る指示の通知書により行うものとする。

3 法第97条第2項の規定による通知及び同条第4項の規定による勧告を行うに当たっては、第3条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

## 記録保存のための本発掘調査を行う場合の判断基準

本発掘調査を行う判断基準	補足事項
1 工事により埋蔵文化財が掘削され、又は破壊される場合	(1) 埋蔵文化財確認面と工事掘削面との間に、30センチメートルの保護層が確保されない場合 (2) 杭基礎工法等の場合は、杭構造、杭の太さ等の工事内容から埋蔵文化財が破壊されたのに等しいと認められる場合
2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	
3 一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さ及び付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	保護層の厚さに関わらず、地質、土壌、設置物の重量、設置期間等を勘案の上、地下の埋蔵文化財が変形し、又は損壊するおそれがあると認められる場合
4 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財の損壊と等しい状態になる場合 (1) 道路（鉄道敷も、道路に準じて取り扱う。） ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等 イ 高架、橋りょうの橋脚を除く部分 ウ 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部 エ 道路の拡幅部 オ 私道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設 カ 農道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）	将来的に掘削等の工事計画がある場合、付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合、工事完成後、本発掘調査が不可能な場合及び新たな掘削工事により埋蔵文化財が破壊される場合  歩道部を除き新たに設置される部分 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）で規定する構造と同等の構造を有し、将来的に公道に移管することが明らかな場合 政令で規定する構造と同等の構造を有す

の新設	る場合
キ 私道及び農道以外の道路（道路の植樹帯及び歩道は除く。）の新設	政令で規定する構造と同等の構造を有する場合
(2) ダム及び河川	
ア ダム	堤体及び貯水池部
イ ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
ウ 河川	堤防敷及び河川敷の内の低水路
エ 河川の高水域	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
(3) 恒久的な盛土、埋立	盛土の厚さが3メートル以上（旧盛土の厚さを含む。）の場合、切盛一体造成の場合、地形を大きく改変する場合、古墳、城跡等の遺構が露出している場合又は横穴、窯跡等が存在している場合
(4) 野球場、競技場、駐車場	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。
(5) 建築物	上記1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に準ずる。

## 別表第2（第3条関係）

## 記録保存のための工事立会いを行う場合の判断基準

工事立会いを行う判断基準	補足事項
1 埋蔵文化財確認面と工事掘削面との間に、30センチメートルの保護層が確保され、かつ、工事により埋蔵文化財が破壊されない場合	
2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であつて、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがない場合	
3 一時的な盛土や工作物を設置する場合において、その重さ、付帯工事により埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合	
<p>4 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合</p> <p>(1) 道路（鉄道も、道路に準じて取り扱う。）</p> <p>ア 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等</p> <p>イ 高架、橋りょうの橋脚を除く部分</p> <p>ウ 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部</p> <p>エ 私道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設</p> <p>オ 農道（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設</p> <p>カ 私道及び農道以外の道路（道路の植樹帯及び歩道部は除く。）の新設</p> <p>(2) ダム及び河川</p> <p>ア ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域</p>	<p>将来的にも掘削等の工事計画がない場合、付帯工事によっても埋蔵文化財に影響を及ぼさない場合、工事完成後も本発掘調査が可能な場合及び新たな掘削工事によっても埋蔵文化財が破壊されない場合</p> <p>政令で規定する構造を下まわり、将来的にも公道に移管しない場合</p> <p>政令で規定する構造を下まわる場合</p> <p>政令で規定する構造を下まわる場合</p> <p>別表第1のうち、1、2、3及び4（1）アからウの補足事項に該当しない場合</p>

(3) 恒久的な盛土、埋立	盛土の厚さが3メートル未満(旧盛土の厚さを含む。)の場合、切盛一体造成以外の場合、地形を大きく改変しない場合、古墳、城跡等の遺構が露出していない場合又は横穴、窯跡等が存在していない場合
(4) 野球場、競技場、駐車場	別表第1のうち、1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に該当しない場合
(5) 建築物	別表第1のうち、1、2、3及び4(1)アからウの補足事項に該当しない場合
5 工事対象区域が狭小な場合	発掘調査で安全が確保できない場合

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第20号

静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市駿河区池田地内に設置する静岡市旧エンバーソン住宅(以下「エンバーソン住宅」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第2条 エンバーソン住宅の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## (開館日)

第3条 エンバーソン住宅の開館日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(当日が12月26日から翌年の1月5日までの日に当たる場合を除く。)とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館することができる。

## (入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、エンバーソン住宅への入館を拒否し、又はエンバーソン住宅からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) エンバーソン住宅の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

## (入館者の遵守事項)

第5条 エンバーソン住宅の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (2) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) エンバーソン住宅の施設、備品、樹木等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がエンバーソン住宅の管理上支障があると認める行為をしないこと。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第21号

静岡市博物館条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市博物館条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (観覧の手続)

第2条 市長は、静岡市立登呂博物館及び静岡市立芹沢銈介美術館（以下これらを「登呂博物館等」という。）において展示している博物館資料（条例第3条第3項第1号の博物館資料をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者が条例第6条第1項の規定により観覧料を納付したときは、当該納付した者に普通観覧券（様式第1号）を交付するものとする。

2 市長は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする団体の代表者が条例第6条第1項の規定により観覧料を納付したときは、当該納付した代表者に団体観覧券（様式第2号）を交付するものとする。

3 条例第6条第2項第1号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示して博物館資料を観覧することができる。

4 条例第6条第2項第2号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示し、その他市長が認める手続をとることにより博物館資料を観覧することができる。

5 条例第6条第2項第3号に規定する者は、登呂博物館等において展示している博物館資料を観覧しようとする場合は、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを口頭その他の方法により申し出て博物館資料を観覧することができる。

## (観覧料の減額又は免除の手続)

第3条 条例第6条第4項の規定により、観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料減額・免除承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、観覧料減額・免除通知書（様式第4号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

（特別閲覧手続）

第4条 条例第8条第1項の規定により、博物館資料の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 特別閲覧の許可を受けた者が、寄託された博物館資料を模写し、撮影し、又は模写し、若しくは撮影したものを印刷物へ掲載し、若しくはこれを販売しようとするときは、寄託者の承諾書を添付しなければならない。

3 特別閲覧の許可を受けた者には、特別閲覧許可書（様式第6号）を交付する。

（遵守事項）

第5条 登呂博物館等の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （2）博物館資料、器物及び施設を汚損しないこと。
- （3）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（資料の寄贈）

第6条 登呂博物館等に資料を寄贈しようとする者は、目録を添えて市長に申し出るものとする。

2 寄贈された資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表示するものとする。

（資料の寄託）

第7条 登呂博物館等に資料を寄託しようとする者は、博物館資料寄託申込書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による寄託を受けたときは、博物館資料受託証（様式第8号）を交付する。

3 受託物件は、特別の場合のほか、登呂博物館等所蔵のものと同一の取扱いをする。

（受託物件の返還）

第8条 受託物件は、博物館資料受託証と引換えに返還する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、登呂博物館等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第22号

静岡市スポーツ推進委員規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市スポーツ推進委員規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、静岡市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

## (職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のため、指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

## (定数)

第3条 委員の定数は、259人以内とする。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、これらの期間中においても、委員を解嘱することができる。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (服務)

第5条 委員は、相互に連絡を密にし、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令並びに静岡市の規則及び規程等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。  
(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第23号

静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ施設予約システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 本市が管理するスポーツ施設のうち、市長が指定する施設をいう。
- (2) スポーツ施設予約システム インターネット又は専用端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。以下同じ。）を利用して、次条各号に掲げるサービスを受けることができるシステムをいう。

## (サービスの利用)

第3条 スポーツ施設予約システムを利用して受けられるサービスは、次に掲げるサービスとする。

- (1) スポーツ施設の利用の予約等を行うこと。
- (2) スポーツ施設の利用に係る申請書を自動的に作成すること。

## (利用者登録)

第4条 スポーツ施設予約システムを利用しようとする者は、あらかじめ、その利用に関し市長の登録を受けなければならない。

- 2 スポーツ施設予約システムの利用の登録（以下「利用者登録」という。）の区分は、個人登録（個人がスポーツ施設を利用するための登録をいう。以下同じ。）及び団体登録（団体がスポーツ施設を利用するための登録をいう。以下同じ。）とする。
- 3 利用者登録の有効期限は、利用者登録をした日から3年を経過する日とする。

## (利用者登録の資格)

第5条 利用者登録を受けられる者は、次の各号に掲げる利用者登録の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 個人登録 市内に居住し、通学し、又は通勤する年齢12歳以上である者（小学生及びこれに準ずる者を除く。）

(2) 団体登録 次のいずれかに該当する団体の代表者

ア 構成員の過半数及び代表者が、個人登録の要件を満たし、かつ、年齢15歳以上である者（中学生及びこれに準ずる者を除く。）である団体

イ 構成員の過半数が市内に居住し、通学し、又は通園し、かつ、その代表者が成人であって個人登録の要件を満たしている者である団体

(利用者登録の申請)

第6条 個人登録の申請をしようとする者は、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録申請書（様式第1号。以下「利用者登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 団体登録の申請をしようとする者は、利用者登録申請書に団体登録名簿（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により利用者登録の申請をしようとする者は、その申請に当たり、4桁の算用数字による暗証番号（以下「暗証番号」という。）を市長に届け出なければならない。

(本人確認等)

第7条 市長は、前条に規定する利用者登録の申請があったときは、当該申請をした者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認を、次の各号に掲げる文書のいずれかを提示させ、又は提出させることにより行うものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書

(2) 顔写真の貼り付けられた民間機関の発行した身分証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

(登録書等の交付)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした者をスポーツ施設予約システムが利用できる者として登録する。

2 市長は、前項の規定により登録を受けた者に静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録書（様式第3号。以下「登録書」という。）及び静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カード（様式第4号。以下「利用者登録カード」という。）を交付するものとする。

(登録者番号)

第9条 市長は、利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）に利用者登録を受けた者であることを示すための登録番号（以下「登録者番号」という。）を付与するものとする。

## (利用者登録事項の変更)

第10条 登録者は、利用者登録を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに利用者登録申請書及び団体登録名簿（団体登録名簿の内容に変更があった場合に限る。）に利用者登録カードを添えて、市長に利用者登録した事項の変更の申請をしなければならない。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者登録した事項の変更をし、同項の申請をした登録者に登録書を交付するものとする。

## (利用者登録カードの再交付)

第11条 登録者は、利用者登録カードを著しく汚染し、又は損傷したときは、利用者登録申請書に利用者登録カードを添えて、市長に利用者登録カードの再交付を申請することができる。この場合において、市長が登録されている利用者登録カードであることを確認することができないときは、次条の規定を準用する。

- 2 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、同項の申請をした登録者に利用者登録カードを再交付するとともに、登録書を交付するものとする。

## (利用者登録カードの亡失)

第12条 登録者は、利用者登録カードを亡失したときは、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録カード亡失届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 利用者登録カードを亡失した登録者が、利用者登録カードの再交付を希望するときは、利用者登録申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第7条の規定は、前項の規定による申請があった場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、同項の申請をした登録者に利用者登録カードを再交付するとともに、登録書を交付するものとする。

## (有効期限の特例)

第13条 第10条第3項の規定により利用者登録した事項を変更し、又は第11条第3項若しくは

前条第4項の規定により利用者登録カードを再交付したときの利用者登録の有効期限は、第4条第3項の規定にかかわらず、当該変更等をした日から3年を経過する日とする。

(利用者登録の更新)

第14条 登録者は、利用者登録を更新することができる。

- 2 利用者登録を更新しようとする登録者は、利用者登録の有効期限が到来する日までに、個人利用にあつては利用者登録申請書に利用者登録カードを、団体利用にあつては利用者登録申請書に団体登録名簿及び利用者登録カードを添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 第7条の規定は、前項の規定による申請があつた場合における当該申請をした者が本人であること等の確認について準用する。

(利用者登録の廃止)

第15条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、静岡市スポーツ施設予約システム利用者登録廃止届(様式第6号)に利用者登録カードを添付して、市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第16条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、市長に利用者登録の廃止の届出をしたとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたとき。
  - (3) この規則の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録者として不適当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定(第1号を除く。)により利用者登録を抹消したときは、速やかにその旨を登録者に通知しなければならない。
  - 3 前項の規定により利用者登録の抹消の通知を受けた登録者は、直ちに利用者登録カードを市長に返還しなければならない。

(利用者登録カードの譲渡等の禁止)

第17条 登録者は、利用者登録カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(スポーツ施設予約システムの利用等)

第18条 登録者は、インターネットを利用し、登録者番号、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、又は専用端末機に利用者登録カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、第3条第1号のサービスを受けることができる。

- 2 登録者は、スポーツ施設の利用の予約の変更又は取消しの必要が生じたときは、速やかに、

前項の規定の例によりスポーツ施設の利用の予約の変更又は取消しを行わなければならない。

- 3 登録者は、故意にスポーツ施設予約システムの管理又は運営に支障を来たすおそれがあるスポーツ施設予約システムの利用をしてはならない。
- 4 市長は、前項に規定するスポーツ施設予約システムの利用があると認めるときは、あらかじめ当該利用に係る登録者に通知することにより、期間を定め、当該登録者によるスポーツ施設予約システムの利用の全部又は一部を停止し、又は制限することができる。
- 5 登録者は、スポーツ施設予約システムによりスポーツ施設の利用の予約をしたときは、当該施設の利用の申請の際に、利用者登録カードを提出することにより、第3条第2号のサービスを受けることができる。

(スポーツ施設予約システムの一時停止)

第19条 市長は、スポーツ施設予約システムの管理上必要があると認めるときは、スポーツ施設予約システムの利用を停止することができる。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設予約システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第24号

静岡市総合運動場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により静岡市総合運動場（以下「総合運動場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総合運動場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、静岡市西ケ谷総合運動場（以下「西ケ谷運動場」という。）の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場並びに清水総合運動場を個人で利用する者は、申請書の提出を要しない。

2 前項本文の申請書は、利用期日前14日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、総合運動場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。ただし、同項ただし書に規定する者に係る許可については、総合運動場個人利用券（様式第3号）を発行する。

2 条例別表第2の規定による回数使用券は、水泳場個人回数使用券（様式第4号）及びアーチェリー場・弓道場個人回数使用券（様式第5号）による。

3 総合運動場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1項の利用許可書、個人利用券又は前項の個人回数使用券を携帯し、総合運動場の係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(利用時間の超過等)

第4条 西ケ谷運動場のうち陸上競技場、屋内プール、テニスコート（壁打ちコートを除く。）、ターゲットバードゴルフ場、グラウンドゴルフ場及び野球場を専用で利用する利用者は、やむを得ない理由により条例別表第1に規定する利用時間を超過し、又は繰り返してこれらの

施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 利用者は、申請した事項を変更しようとするときは、指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用料金の承認手続等)

第6条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、総合運動場利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、総合運動場利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該総合運動場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第7条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第8条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消しの申出)

第9条 利用者が利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、総合運動場利用許可取消申出書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（附帯設備等の返還）

第10条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、総合運動場の係員の点検を受けなければならない。

（事前打合せ）

第11条 利用者は、指定管理者が施設の管理上特に必要があると認める場合は、事前に総合運動場の係員と施設等の利用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

（遵守事項）

第12条 総合運動場に入場した者（利用者を含む。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- （2）所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- （3）許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。
- （4）許可を受けずに貼り紙等の行為をしないこと。
- （5）他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（指定管理者の指定の申請書類）

第13条 条例第17条の規定による申請は、総合運動場指定管理者指定申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）総合運動場事業計画書（様式第10号）
- （2）総合運動場事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
- （3）定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- （4）役員名簿
- （5）経営（事業）状況に関する書類
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（協定の締結）

第14条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と総合運動場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- （1）事業計画に関する事項

- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
  - (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - (4) 事業報告に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- (雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合運動場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第25号

静岡市体育館条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（静岡市由比体育館以外の体育館にあつては指定管理者を、静岡市由比体育館にあつては市長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者等が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者等は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、体育館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 体育館を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び個人利用者は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、体育館の係員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育館使用料減額・免除承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、体育館使用料減額・免除通知書（様式第5号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難しい事情があると認めるときは、これらの規定にか

かわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(利用料金の承認手続等)

第5条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、体育館利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、体育館利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該体育館を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第6条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第7条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用許可の取消手続)

第8条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、体育館利用許可取消申出書（様

式第8号)を指定管理者等に提出しなければならない。

(附帯設備等の返還)

第9条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、体育館係員の点検を受けなければならない。

(屋内プールの利用制限)

第10条 静岡市中央体育館の屋内プールについては、次の各号のいずれかに該当する者の利用を許可しないものとする。ただし、第3号の場合において指定管理者等が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 18歳以上の保護者の同伴のない小学生以下の者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第11条 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- (3) 許可を受けないで貼り紙等の行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第12条 条例第17条の規定による申請は、体育館指定管理者指定申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 体育館事業計画書(様式第10号)
- (2) 体育館事業計画に関する収支予算書(様式第11号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第13条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第26号

静岡市城北運動場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市城北運動場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により静岡市城北運動場（以下「運動場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城北運動場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、運動場の利用前に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、運動場の利用を許可したときは、城北運動場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第14条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、城北運動場利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、城北運動場利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を運動場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第14条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

- 2 指定管理者は、条例第14条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第14条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 条例第8条に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

- 2 指定管理者は、条例第14条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用許可の取消しの申出)

第7条 運動場の利用許可を受けた者は、利用許可の取消しを申し出ようとするときは、城北運動場利用許可取消申出書(様式第5号)に許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 運動場の入場者(運動場の利用の許可を受けた者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第15条の規定による申請は、城北運動場指定管理者指定申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 城北運動場事業計画書(様式第7号)
- (2) 城北運動場事業計画に関する収支予算書(様式第8号)

- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（協定の締結）

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と運動場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項  
（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、運動場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第27号

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条の規定により静岡市清水ナショナルトレーニングセンター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水ナショナルトレーニングセンター利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、トレーニングルーム及びクアプールの利用の許可の申請にあつては、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、清水ナショナルトレーニングセンター利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。ただし、トレーニングルーム及びクアプールの利用の許可にあつては、1回券、定期券又は回数券の交付をもって行う。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第12条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定による市長の承認を受けようとするときは、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第3項の規定により利用料金について承認したときは、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により利用料金を定めたときは、前項の規定により交付を受けた利用料金承認証をセンターの利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告し

なければならない。

(減額又は免除の基準)

第5条 条例第12条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が宿泊施設以外の施設を公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「障害者」という。)がトレーニングルーム又はクアールを利用するとき 当該障害者及びその付添者(障害者1人につき1人に限る。)に係る利用料金の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第12条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第4項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(還付の基準)

第6条 条例第12条第5項に規定する規則で定める利用料金の全部又は一部を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する許可を受けた者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。
- (2) センターを利用しようとする日前7日までに利用の取消しの申出があったとき。

2 指定管理者は、条例第12条第5項の規定により利用料金の全部又は一部を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(入場者の遵守事項)

第7条 センターの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第8条 条例第13条の規定による申請は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター指定管理者指定申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画書(様式第6号)

- (2) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター事業計画に関する収支予算書(様式第7号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
(協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項  
(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第28号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド（以下「グラウンド」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の1月前までに清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、グラウンドの利用を許可したときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第11条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をグラウンドを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第11条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第11条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) グラウンドの利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) グラウンドの利用の許可を受けた者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第11条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第12条の規定による申請は、清水蛇塚スポーツグラウンド指定管理者指定申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画書(様式第6号)
- (2) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画に関する収支予算書(様式第7号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とグラウンドの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項

- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
  - (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
  - (4) 事業報告に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
- (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、グラウンドの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第29号

静岡市スポーツ広場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市スポーツ広場条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりスポーツ広場（以下「広場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、スポーツ広場利用許可申請書（様式第1号）を市長等（静岡市清水三保貝島スポーツ広場、静岡市清水草薙スポーツ広場、静岡市清水宍原スポーツ広場及び静岡市由比川河川敷スポーツ広場にあつては市長を、静岡市清水長崎新田スポーツ広場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センター（以下「スポーツ交流センター」という。）の個人の利用については、申請書の提出を要しない。

## (利用の許可)

第3条 市長等は、広場の利用を許可したときは、スポーツ広場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 スポーツ交流センターの軽運動室及び体育室を個人で利用しようとする者及びシャワーを利用しようとする者には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、職員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

## (使用料の減額又は免除の申請)

第4条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめスポーツ広場使用料減額・免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、スポーツ広場使用料減額・免除決定通知書（様式第5号）を交付する。

## (使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、スポーツ広場使用料還付申請書（様式第6号）にスポーツ広場利用許可書又は個人利用券を添えて市長に提出しなければならない。

（利用料金の承認手続等）

第6条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、スポーツ広場利用料金承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、スポーツ広場利用料金承認証（様式第8号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該広場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第7条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

（1）国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

（利用料金の還付の基準等）

第8条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

（2）条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消し)

第9条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、スポーツ広場利用許可取消申出書(様式第9号)を市長等に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第10条 条例第16条の規定による申請は、スポーツ広場指定管理者指定申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) スポーツ広場事業計画書(様式第11号)
- (2) スポーツ広場事業計画に関する収支予算書(様式第12号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とスポーツ広場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第30号

静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水駅東口クライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市清水駅東口クライミング場（以下「クライミング場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、静岡市清水駅東口クライミング場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用の許可の申請の受付期間は、利用しようとする日の1月前から利用しようとする日までとする。

(利用許可書の交付)

第3条 市長は、クライミング場の利用を許可したときは、静岡市清水駅東口クライミング場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(領収書の交付)

第4条 条例第6条の規定により使用料の納入があったときは、領収書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用料の減額又は免除の申請)

第5条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、静岡市清水駅東口クライミング場使用料減額・免除決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第6条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、静岡市清水駅東口クライミング場使用料還付申請書（様式第6号）に静岡市清水駅東口クライミング場利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、クライミング場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第31号

静岡市キャンプ場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市キャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 静岡市キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用の許可を受けようとする者は、キャンプ場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用期日前3日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、キャンプ場利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

2 キャンプ場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、前項の利用許可書をキャンプ場係員（以下「係員」という。）に提示しなければならない。

(使用料の減額又は免除の申請)

第4条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめキャンプ場使用料減額・免除承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、キャンプ場使用料減額・免除通知書（様式第4号）を交付する。

(遵守事項)

第5条 利用者は、条例、この規則及び市長の指示事項を守らなければならない。

2 利用者は、利用を終わったときは、直ちに備品等を所定の位置に戻し、係員の点検を受けなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、キャンプ場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第32号

静岡市清水庵原球場条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市清水庵原球場施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の利用許可施設（以下「利用許可施設」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水庵原球場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前7日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、利用許可施設の利用を許可したときは、清水庵原球場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水庵原球場利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水庵原球場利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を利用許可施設を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用許可施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用の許可の取消しの申出等)

第7条 利用者は、利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水庵原球場利用許可取消申出書(様式第5号)を利用日の前7日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条の規定により利用の許可を取り消したときは、清水庵原球場利用許可取消通知書(様式第6号)を交付する。

(入場者が遵守すべき事項)

第8条 条例第3条に規定する球場(以下「球場」という。)の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は施設内において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第16条の規定による申請は、清水庵原球場指定管理者指定申請書(様式第7号)

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水庵原球場事業計画書（様式第8号）
- (2) 清水庵原球場事業計画に関する収支予算書（様式第9号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
（協定の締結）

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と球場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項  
（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、球場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第33号

静岡市蒲原プール条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市蒲原プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市蒲原プール条例（平成18年静岡市条例第182号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市蒲原プール（以下「プール」という。）の利用の許可を受けようとする者は、備付けの入場者名簿に所定の事項を記載することにより申請しなければならない。

(利用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、プールの利用を許可せず、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消すものとする。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 小学校の就学の始期に達していない者で、付添人のいないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第4条 プールの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第34号

静岡市学校給食費の管理に関する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市学校給食費の管理に関する規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市教育委員会が静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）別表の小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食費及び教職員等給食費（以下「学校給食費等」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他児童又は生徒を現に監護する者をいう。）をいう。
- (4) 教職員等 学校において学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員その他の者（児童等を除く。）をいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当するものとして教職員等が負担すべき経費をいう。

## (学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、保護者から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

## (学校給食費等の額及び納付額)

第4条 一の年度における学校給食費等の額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる単価に、当該年度において予定される学校給食の実施回数（以下「年間予定実施回数」という。）を乗じて得た額とする。

2 学校給食費等の納付額は、次の各号に掲げる期別の区分に応じ、当該各号に定める額と

する。

(1) 第1期から第9期までの各期 前項の学校給食費等の額を10で除して得た額（当該除して得た額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額。以下「期別納付額」という。）

(2) 第10期 前項の学校給食費等の額（当該年度中に年間予定実施回数に変更があったときは、当該変更後の年間予定実施回数により算出した額）から期別納付額に9を乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）

3 臨時に学校給食に相当する給食の提供を受ける教職員等に係る教職員等給食費の納付額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める単価に、当該教職員等が喫食した学校給食の回数を乗じて得た額とする。

4 市長は、食物アレルギーその他やむを得ない理由により学校給食の内容に配慮を必要とする者、転入又は転出により年度の途中から学校給食を受け、又は受けないこととなる者その他特別の事情があると認められる者の学校給食費等の額であって前3項の規定により難しいときは、前3項の規定にかかわらず、別に学校給食費等の額を定めることができる。

（学校給食費等の納期限）

第5条 前条第2項の規定により算定した学校給食費等の納期限は、別表第2の左欄に掲げる期別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる納期限（当該日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当するときは、その翌営業日）とする。

2 市長は、前条第3項及び第4項に定める場合における学校給食費等の納期限であって前項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

（遅延損害金）

第6条 市長は、学校給食費等を納期限までに納付しない者があるときは、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の学校給食費等の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。）につき法定利率により計算した額の遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項の遅延損害金の額を計算する場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（還付及び充当）

第7条 市長は、学校給食費等に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するも

のとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、過誤納金の還付を受けるべき者に未納の学校給食費等又はこれに係る遅延損害金（以下これらを「未納学校給食費」という。）があるときは、当該過誤納金を未納学校給食費に充当するものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	単価
小学校の児童	1食当たり 280円
小学校の児童と同等の学校給食の提供を受ける教職員等	1食当たり 337円
中学校の生徒	1食当たり 325円
中学校の生徒と同等の学校給食の提供を受ける教職員等	1食当たり 391円

別表第2（第5条関係）

期別	納期限
第1期	5月25日
第2期	6月25日
第3期	7月25日
第4期	8月25日
第5期	9月25日
第6期	10月25日
第7期	11月25日
第8期	12月25日
第9期	1月25日
第10期	2月25日

静岡市規則第35号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」を削り、同条第7号中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」を削り、「葵・駿河農林施設管理事務所長、都市計画事務所長」を「葵・駿河農業施設管理事務所長」に改める。

第5条第1項中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」を削る。

第8条第3項中「、保健福祉長寿局にあつては福祉総務課を」を削る。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

2 所管事務を決定すること。	危機管理監	統括監、局理事及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当局長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）及び参与	
----------------	-------	------------------------------	--	--

を

」

「

2 所管事務を決定すること。	危機管理監	統括監及び	担当局長	
----------------	-------	-------	------	--

		理事（局長等を上司とする理事に限る。）	長、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）及び参与	に、
--	--	---------------------	---	----

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長及び危機管理監	局長等、統括監、局理事及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	局次長等、担当部長等、担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与	課長等及び担当課長その他の所属職員	を
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受け	副市長（内国旅行に限	統括監、局理事、局次	担当局次長、担当部	担当課長その他の所属	

<p>ること。</p>	<p>る。)、危機管理監及び局長等</p>	<p>長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)</p>	<p>長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>職員</p>
-------------	-----------------------	------------------------------------	---	-----------

「

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>副市長及び危機管理監</p>	<p>局長等、統括監及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)</p>	<p>局次長等、部長等、担当局次長、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者及び参与</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>
<p>7 6に掲げる出張以外の出</p>	<p>副市長(内</p>	<p>統括監、局</p>	<p>担当局次</p>	<p>担当課長そ</p>

に、

<p>張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>国旅行に限る。)、危機管理監及び局長等</p>	<p>次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)</p>	<p>長、担当部長、観光政策監、環境政策監、子育て教育政策監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>の他の所属職員</p>
--------------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	----------------

「

<p>9 休暇(職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)及び欠勤に関すること。</p>	<p>危機管理監及び局長等</p>	<p>統括監、局次長、局次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)</p>	<p>担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>
<p>10 週休日の指定、その振替並</p>	<p>危機管理監</p>	<p>統括監、局</p>	<p>担当局次</p>	<p>担当課長そ</p>

」

びに勤務時間の割振り及び 半日勤務時間の割振り変更 並びに代休日の指定に関す ること。	及び局長等	理事、局次 長等、部長 等及び理事 （局長等を 上司とする 理事に限 る。）	長、担当部 長、環境政 策監、健康 長寿推進 監、子育て 教育政策 監、理事(局 長等を上司 とする理事 を除く。)、 部長に準ず る者、参与 及び課長等	その他の所属 職員
--	-------	--	---	--------------

を

「

9 休暇（職員の組合休暇、介 護休暇及び介護時間を除 く。）及び欠勤に関すること。	危機管理監 及び局長等	統括監、局 次長等、部 長等及び理 事（局長等 を上司とす る理事に限 る。）	担当局次 長、担当部 長、観光政 策監、環境 政策監、子 育て教育政 策監、理事 （局長等を 上司とする 理事を除 く。）、部長 に準ずる 者、参与及 び課長等	担当課長そ の他の所属 職員
10 週休日の指定、その振替並	危機管理監	統括監、局	担当局次	担当課長そ

に

びに勤務時間の割振り及び 半日勤務時間の割振り変更 並びに代休日の指定に関す ること。	及び局長等	次長等、部 長等及び理 事（局長等 を上司とす る理事に限 る。）	長、担当部 長、観光政 策監、環境 政策監、子 育て教育政 策監、理事 （局長等を 上司とする 理事を除 く。）、部長 に準ずる 者、参与及 び課長等	の他の所属 職員
--	-------	--	---	-------------

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中市民自治推進課に関する事項の次に次のように加える。

戸籍管理課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	課長
1 斎場から発生する残骨灰等の売払いの決定及び契約をすること。					○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項福祉債権収納対策課に関する事項の表中

「

8 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証に関すること。					○
9 国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金及び					○

を

加算金の徴収の嘱託に関する こと。					
----------------------	--	--	--	--	--

「

8 国民健康保険料(税)及び後期 高齢者医療保険料並びにこれら に係る督促手数料、延滞金及び 加算金の徴収の嘱託に関する こと。					○
--	--	--	--	--	---

に

改め、別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中

「子ども未来局

子ども未来課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	課長
1 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第59条の規定による施設 の立入調査等に関すること(子 ども未来課の所管に属するもの に限る。)				○

を

「こども未来局

こども未来課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	課長
1 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)等に係る徴収金の滞納処 分、滞納処分の停止及び欠損処 分を決定すること(こども未来 課の所管に属するものに限				○

に

る。)				
-----	--	--	--	--

改め、幼保支援課に関する事項を幼児教育・保育支援課に関する事項とする。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項幼児教育・保育支援課に関する事項の表中

1 児童福祉法第59条の規定による施設の立入調査等に関すること（幼保支援課の所管に属するものに限る。)				○
2 児童福祉法等に係る徴収金の滞納処分、滞納処分の停止及び欠損処分を決定すること（幼保支援課の所管に属するものに限る。)				○

を

1 児童福祉法第59条の規定による施設の立入調査等に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に属するものに限る。)				○
--	--	--	--	---

に

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項子ども家庭課に関する事項をこども家庭福祉課に関する事項とし、同事項の表中「子ども家庭課」を「こども家庭福祉課」に改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中「農林水産部」を「農政部」に改め、農業政策課に関する事項の次に次のように加える。

農地整備課に関する事項（農業集落排水事業会計に関する事項に限る。)

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	部長	課長
1 支出予算の流用をすること。		5,000万円	5,000万円		3,000万円	1,000万円

	以上	未満		未満	未満
2 予備費を充当すること。	5,000万円 以上	5,000万円 未満		3,000万円 未満	1,000万円 未満
3 企業債借入れの申込みをすること。				○	
4 一時借入金の申込みをすること。				○	
5 収支日表を検閲すること。				○	
6 収入支出科目を新設すること。					○

別表第5 保険年金課に関する事項の表中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第36号

静岡市職員職名規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員職名規則の一部を改正する規則

静岡市職員職名規則（平成15年静岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

調理栄養士	栄養士の免許を有し、こども園、待機児童園等において給食調理業務、 栄養管理又は改善に従事する職員の職務
-------	--

を

」

「

調理栄養士	栄養士又は管理栄養士の免許を有し、こども園、待機児童園等において 給食調理業務、栄養管理又は改善に従事する職員の職務
-------	---

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第37号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって市長が適当と認めるものにより行うことができる。

第12条第6項中「保証書等」を「保証証書等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 7 前項の場合において、受注者は、同項の規定による保証証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保険契約の相手方たる保証事業会社が定め、かつ、発注者が適当と認める措置を講ずる方法によることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書等を市長に提出し、又は当該保険証券を市長に寄託したものとみなす。

第20条第1項中「14日以内」を「30日以内」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に改め、同条第4項中「、市長から請求があった場合においては」を削る。

第22条第1項中「主任技術者等通知書」を「現場代理人等通知書」に改め、同条第2項中「主任技術者等通知書」を「現場代理人等通知書」に改め、同項第2号中「第26条第3項ただし書」を「第26条第3項第1号ニ」に改める。

第33条第1項中「工期延長請求書」を「工期延期届」に改める。

第44条第1項中「完成届出書（様式第19号）を市長に提出」を「完成通知書（様式第19号）により市長に通知」に改め、同条第2項中「完成届出書を受理した」を「通知を受けた」に改め、同条第6項中「修補完了届出書」を「修補完了届」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 11 第1項又は第3項の場合において、受注者は、第1項又は第3項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、かつ、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を市長に提出したものとみなす。

第48条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の場合において、受注者は、第1項又は前項の規定による当該保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、かつ、発注者が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を市長に提出したものとみなす。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

様式第12号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第17号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第19号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第20号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第38号

静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市旅館業法等の施行に関する規則及び静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市旅館業法等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第143号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第144号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第39号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第6条の7の次に次の2条を加える。

（障害児通所給付費の額の特例）

第6条の8 施行規則第18条の25第1号の規定に該当する場合における法第21条の5の11の規定により市が定める額は、次の表に掲げる財産の損害の程度（通所給付決定保護者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（次項において「生計中心者」という。）の財産のうち、これらの者が現に居住している住宅、現に生活の用に供している家財その他市長が認める財産に係る損害の程度をいい、当該損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を損害前における当該財産（損害を受けない財産を含む。）の総額で除して算出する。）及びその者の前年の合計所得金額の区分に応じ、法第21条の5の3第2項第2号に定める額に同表の該当する欄に定める割合に乗じて得た額とする。

財産の損害の程度 前年の合計所得金額	100分の70以上	100分の50以上 100分の70未満	100分の30以上 100分の50未満
	300万円以下	0	0
300万円を超え400万円以下	0	0	100分の5以上
400万円を超え500万円以下	0	100分の5以上	100分の5以上
500万円を超え600万円以下	100分の5以上	100分の5以上	100分の5以上

- 2 施行規則第18条の25第2号から第4号までの規定に該当する場合における法第21条の5の11の規定により市が定める額は、次条第1項の規定による申請書の提出があった日の属する月の前3月間（収入が毎月定期的のものである場合以外の場合にあっては、その状況に応じて市長が別に定める期間）における収入金額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発第123号厚生事務次官通知）第7（収入の認定）に規定する収入の額をいう。）

の平均額の基準生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準、別表第4医療扶助基準及び別表第5介護扶助基準に基づき算出された月額合計額をいう。）に対する割合が100分の120以下である場合において、次の表に掲げる生計中心者に係る前年の所得等の金額（前年の合計所得金額（前年の合計所得金額が0円の場合にあつては、前年の実収入の金額）をいう。）及び所得等の減少の程度（現年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額と比較して減少している程度（現年の合計所得金額の見込額又は前年の合計所得金額が0円の場合にあつては現年の実収入の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の実収入の金額と比較して減少している程度）をいい、当該現年の合計所得金額の見込額又は実収入の見込額を当該前年の合計所得金額又は前年の実収入の金額で除して算出する。以下同じ。）の区分に応じ、法第21条の5の3第2項第2号に定める額に同表の該当する欄に定める割合に乗じて得た額とする。

所得等の減少の程度 前年の所得等の金額	100分の70以上	100分の50以上 100分の70未満	100分の30以上 100分の50未満
300万円以下	0	0	0
300万円を超え400万円以下	0	0	100分の5以上
400万円を超え500万円以下	0	100分の5以上	100分の5以上

（障害児通所給付費の額の特例の申請）

第6条の9 法第21条の5の11の規定による障害児通所給付費の額の特例の適用を受けようとする者は、あらかじめ障害児通所給付費利用者負担額減額・免除申請書（様式第5号の16）にその理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに調査決定し、障害児通所給付費利用者負担額減額・免除承認（不承認）通知書（様式第5号の17）により通知するものとする。この場合において、承認したときは、その者の受給者証に必要事項を記載するものとする。

3 前項の決定の有効期間は、1年以内で市長が必要と認める期間とする。

4 第2項の規定により承認を受けた者（次項において「承認を受けた者」という。）は、当該特例に係るサービスを利用しようとするときは、当該サービスを実施する事業者の利用者負担額減額・免除の承認について記載されている受給者証を提示するものとする。

5 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく受給者証を市長に返

還し、当該特例に係る記載事項の削除をしなければならない。

- (1) 施行規則第18条の25各号に規定する特別の事情が消滅したとき。
- (2) 特例の決定の有効期限に至ったとき。

第9条の10の2の次に次の2条を加える。

(障害児入所給付費の額の特例)

第9条の10の3 施行規則第25条の15第1号の規定に該当する場合における法第24条の5の規定により市が定める額は、次の表に掲げる財産の損害の程度（入所給付決定保護者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（次項において「生計中心者」という。）の財産のうち、これらの者が現に居住している住宅、現に生活の用に供している家財その他市長が認める財産に係る損害の程度をいい、当該損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を損害前における当該財産（損害を受けない財産を含む。）の総額で除して算出する。）及びその者の前年の合計所得金額の区分に応じ、法第24条の2第2項第2号に定める額に同表の該当する欄に定める割合を乗じて得た額とする。

財産の損害の程度 前年の合計所得金額	100分の70以上	100分の50以上 100分の70未満	100分の30以上 100分の50未満
	300万円以下	0	0
300万円を超え400万円以下	0	0	100分の5以上
400万円を超え500万円以下	0	100分の5以上	100分の5以上
500万円を超え600万円以下	100分の5以上	100分の5以上	100分の5以上

- 2 施行規則第25条の15第2号から第4号までの規定に該当する場合における法第24条の5の規定により市が定める額は、次条第1項の規定による申請書の提出があった日の属する月の前3月間（収入が毎月定期のものである場合以外の場合にあっては、その状況に応じて市長が別に定める期間）における収入金額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発第123号厚生事務次官通知）第7（収入の認定）に規定する収入の額をいう。）の平均額の基準生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準、別表第4医療扶助基準及び別表第5介護扶助基準に基づき算出された月額合計額をいう。）に対する割合が100分の120以下である場合において、次の表に掲げる生計中心者に係る前年の所得等の金額（前年の合計所得金額（前年の合計所得金額が0円の場合にあっては、前年の実収入の金額）をいう。）

及び所得等の減少の程度（現年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額と比較して減少している程度（現年の合計所得金額の見込額又は前年の合計所得金額が0円の場合にあつては現年の実収入の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の実収入の金額と比較して減少している程度）をいい、当該現年の合計所得金額の見込額又は実収入の見込額を当該前年の合計所得金額又は前年の実収入の金額で除して算出する。以下同じ。）の区分に応じ、法第24条の2第2項第2号に定める額に同表の該当する欄に定める割合を乗じて得た額とする。

所得等の減少の程度 前年の所得等の金額	100分の70以上	100分の50以上 100分の70未満	100分の30以上 100分の50未満
	300万円以下	0	0
300万円を超え400万円以下	0	0	100分の5以上
400万円を超え500万円以下	0	100分の5以上	100分の5以上

（障害児入所給付費の額の特例の申請）

第9条の10の4 法第24条の5の規定による障害児入所給付費の額の特例の適用を受けようとする者は、あらかじめ障害児入所給付費利用者負担額減額・免除申請書（様式第8号の15の5）にその理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに調査決定し、障害児入所給付費利用者負担額減額・免除承認（不承認）通知書（様式第8号の15の6）により通知するものとする。この場合において、承認したときは、その者の受給者証に必要事項を記載するものとする。

3 前項の決定の有効期間は、1年以内で市長が必要と認める期間とする。

4 第2項の規定により承認を受けた者（次項において「承認を受けた者」という。）は、当該特例に係る入所等をしようとするときは、当該入所等施設に利用者負担額減額・免除の承認について記載されている受給者証を提示するものとする。

5 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく受給者証を市長に返還し、当該特例に係る記載事項の削除をしなければならない。

（1）施行規則第25条の15各号に規定する特別の事情が消滅したとき。

（2）特例の決定の有効期限に至ったとき。

第29条の5の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第1項中「規定による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭

「  
 家庭的保育事業等 設置認可申請書  
 的保育事業等設置認可申請書」を 家庭的保育事業等 設置認可申請書 に改め、  
 乳児等通園支援事業  
 」

「  
 家庭的保育事業等 認可 通知書  
 同条第2項中 家庭的保育事業等 認可 通知書 を 家庭的保育事業等  
 不認可 通知書 乳児等通園支援事業  
 」

認可  
 通知書 に改める。  
 不認可  
 」

第29条の6の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条中「規定による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭的保育

「  
 家庭的保育事業等  
 事業等名称等変更届」を 家庭的保育事業等 名称等変更届 に改める。  
 乳児等通園支援事業  
 」

第29条の7の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条中「第36条の36第3項」を「第36条の36第4項」に改め、「規定による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、「家庭的保育事業等設備等変更届」を

「  
 家庭的保育事業等 設備等変更届  
 家庭的保育事業等 設備等変更届 に改める。  
 乳児等通園支援事業  
 」

第29条の8の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同条第1項中「規定による家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、

「  
 家庭的保育事業等 廃止 承認申請書  
 家庭的保育事業等 廃止 承認申請書 を 家庭的保育事業等 廃止  
 休止 承認申請書 乳児等通園支援事業 休止  
 」

「  
承認申請書 に改め、同条第2項中 家庭的保育事業等 廃止承認 通知書 を  
休止不承認  
」

「  
家庭的保育事業等 廃止承認 申請書 に改める。  
乳児等通園支援事業 休止不承認  
」

様式第5号の2の3（表面）中「被保険者証の」を削る。

様式第5号の2の14（表面）中

「

一般・重症		疾 病 名	
成長ホルモン治療	有（無）	※「有」の記載がない場合、成長ホルモン治療は医療費助成の対象外です。	

を

」

「

一般・重症		疾 病 名	

に

」

改め、同様式（裏面）中「被保険者証や組合員証に添えて」を削る。

様式第5の12中「平成」を削る。

様式第5号の15の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第8号の15の4の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第38号の5中「家庭的保育事業等認可申請書」を「家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 認可申請  
書」に、「家庭的保育事業等の認可」を「家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 の認可」に改める。

様式第38号の6中「家庭的保育事業等認可  
通知書」を「家庭的  
乳児等  
保育事業等 認可  
通知書」に「家庭的保育事業等の認可」を「家  
庭的保育事業等  
認可  
通知書」に改める。  
「家  
庭的保育事業等  
認可  
通知書」に改める。

様式第38号の7中「家庭的保育事業等名称等変更届」を「家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 名称等  
変更届」に改める。

様式第38号の8中「家庭的保育事業等設備等変更届」を「家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業 設備等  
変更届」に改める。

様式第38号の9中「家庭的保育事業等  
廃止承認申請書」を「家庭的保  
育事業等 廃止  
園支援事業 廃止承認申請書」に、「現に保育」を「現に保育又は乳児等通園支援」に  
改める。

様式第38号の10中「家庭的保育事業等  
廃止承認  
通知書」を  
「家庭的保育事業等 廃止承認  
乳児等通園支援事業 廃止承認  
通知書」に、「家庭的保育事業  
等」を「家庭的保育事業等  
乳児等通園支援事業」に改める。

様式第47号その1（2枚目）及び（7枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第47号その2（1枚目）中「施設用」の次に「(事業者)」を加え、「届け出し」を「届け出」に改め、同様式（2枚目）及び（5枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第47号その2の次に次の様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第50号その1（2枚目）及び（10枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号その2（1枚目）中「施設用」の次に「(事業者)」を加え、同様式（2枚目）、（5枚目）及び（6枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号その2の次に次の様式を加える。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市児童福祉法等施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第40号

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「に基づく被保険者証、組合員証又は高齢受給者証」を「の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する情報」に改める。

第8条第2項中「被保険者証」を「被保険者証等」に改める。

様式第3号（裏）中「被保険者証」を「被保険者証等」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の公布の際、現にこの規則による改正前の静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により交付されているひとり親家庭等医療費助成金受給者証は、この規則による改正後の静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則第6条第1項の規定により交付されたひとり親家庭等医療費助成金受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第41号

静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第238号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第42号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡市有功者表彰規則の一部改正)

第1条 静岡市有功者表彰規則(平成16年静岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第3条 静岡市職員退職手当支給条例施行規則(平成15年静岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第7号から様式第9号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(静岡競輪場等使用規則の一部改正)

第4条 静岡競輪場等使用規則(平成15年静岡市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市介護保険条例等施行規則の一部改正)

第5条 静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第25号及び様式第33号の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成20年静岡市規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第16号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第7条 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則(平成17年静岡市規則第45号)の一部を次の

ように改正する。

様式第16号及び第35号中「懲役又は禁の刑」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市景観条例等施行規則の一部改正)

第8条 静岡市景観条例等施行規則（平成20年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第9条 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 静岡市規則第43号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設（以下「照明施設」という。）の利用の許可を受けようとする者は、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

## (利用許可書の交付)

第3条 市長は、照明施設の利用を許可したときは、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

## (使用料の減額又は免除の申請)

第4条 条例第7条に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設使用料減額・免除承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、照明施設の使用料の減額又は免除について承認したときは、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設使用料減額・免除通知書（様式第4号）を交付する。

## (利用許可の取消し手続)

第5条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設利用許可取消申出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

## (遵守事項)

第6条 照明施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学校等の建物内に立ち入らないこと。
- (2) 車両等は指定された場所以外に乗り入れないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、貼り紙等の行為をしないこと。
- (5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、照明施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第44号

静岡市井川地区消防職員等住宅管理規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波喬司

## 静岡市井川地区消防職員等住宅管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が井川地区（静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）別表第2に規定する葵区役所井川支所の所管区域をいう。以下同じ。）における事務事業の円滑な運営に資するために設置する静岡市井川地区消防職員等住宅（以下「消防職員等住宅」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防職員等住宅の位置)

第2条 消防職員等住宅の位置は、静岡市葵区井川1151番地とする。

(入居者の資格)

第3条 消防職員等住宅には、静岡市千代田消防署井川出張所に勤務する職員その他井川地区の本市の公署に勤務する職員を入居させるものとする。

2 市長は、前項の職員に同居し、又は同居しようとする親族等があるときは、これを入居させることができる。

(入居の申請)

第4条 消防職員等住宅に入居しようとする者は、消防職員等住宅入居申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(入居の決定)

第5条 市長は、前条の規定により消防職員等住宅の入居の申請があったときは、これを審査し、その可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により消防職員等住宅の入居を決定したときは、消防職員等住宅入居決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による入居決定の際、必要な条件を付けることができる。

(誓約書)

第6条 前条の規定により消防職員等住宅の入居の決定を受けた者（以下「入居者」という。）は、入居する日までに、誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(入居料)

第7条 消防職員等住宅の入居料は無料とする。

(入居者の費用負担)

第8条 消防職員等住宅の維持のために必要な修繕等の費用負担の区分は、市長が別に定める。

(遵守事項)

第9条 入居者及びその同居人（以下これらを「入居者等」という。）は、消防職員等住宅の利用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 適切な注意を払うこと。
- (2) 消防職員等住宅の全部又は一部を他人に貸し付けないこと。
- (3) 市長の許可を得ないで消防職員等住宅の原状を変更しないこと。

(損害賠償の義務)

第10条 市長は、入居者等が故意又は重大な過失により消防職員等住宅を滅失させ、又は損傷したときは、当該入居者等に対し、これにより生じた損害の賠償を求めることができる。

(消防職員等住宅の明渡し請求)

第11条 市長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、消防職員等住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) この規則又は第5条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(返還の申出等)

第12条 入居者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、当該入居者（第2号の事由が生じたときは、その遺族）は、消防職員等住宅返還届（様式第4号）を市長に提出し、その検査を受け、当該各号に定める期間内に消防職員等住宅を返還しなければならない。

- (1) 転勤その他の理由により消防職員等住宅に居住する必要がなくなったとき 5日以内
- (2) 死亡したとき 30日以内

(立入検査)

第13条 市長は、消防職員等住宅の管理上必要があると認めるときは、消防職員等住宅を検査し、又は入居者等に対して適当な指示をすることができる。

2 前項の規定による検査に当たり、現に使用している消防職員等住宅に立ち入る場合は、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。

(管理責任者の指定)

第14条 市長は、入居者のうちから消防職員等住宅の管理責任者を指定し、市長からの指示の伝達等必要な事務を行わせるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、消防職員等住宅の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第45号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第14条」を「一第15条」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第1項各号に掲げる事項を除く。

第3条第1号中「係る事務のうち次に掲げるもの（予算の執行に関することを除く。）」を「関すること。」に改め、同号ア及びイを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 飲料水供給施設等に関すること。

第6条第1号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第10条第1項第1号から第4号までの規定中「文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課」を「スポーツ振興課及び子ども若者応援課」に改め、同項第5号中「幼保支援課」を「幼児教育・保育支援課」に改め、同項第6号中「こども園課」を「こども園運営課」に改め、同項第7号中「こども園課」を「幼児教育・保育支援課」に改め、同条第2項第3号イを削り、同項第5号中「教育施設課長」を「教育資産管理課長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第46号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第245号）第5条第1項」を「第245号）第6条第1項」に改める。

別表第1中

「

こころの健康センター所 長印	7	隸書	正方形	方21	1	こころの健康セン ターの事務長
-------------------	---	----	-----	-----	---	--------------------

を

」

「

こころの健康センター所 長印	7	隸書	正方形	方21	1	こころの健康セン ターの事務長
保健所印	10	隸書	正方形	方21	1	保健所総務課長

に、

」

「

こども園課長印	7	隸書	正方形	方21	1	こども園課長
---------	---	----	-----	-----	---	--------

を

」

「

こども園運営課長印	7	隸書	正方形	方21	1	こども園運営課長
-----------	---	----	-----	-----	---	----------

に、

」

「

斎場管理者印	18	隸書	正方形	方21	4	各斎場管理者
--------	----	----	-----	-----	---	--------

を

」

「

斎場管理者印	18	隸書	正方形	方21	3	各斎場管理者
--------	----	----	-----	-----	---	--------

」に、

「

感染症診査協議会委員長 印	23	隸書	正方形	方21	1	感染症対策課長
------------------	----	----	-----	-----	---	---------

」を

「

感染症診査協議会委員長 印	23	てん 書	正方形	方21	1	感染症対策課長
------------------	----	---------	-----	-----	---	---------

」に、

「

土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発審査課長
------------	----	----	-----	-----	---	--------

」を

「

土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	開発審査課長
------------	----	----	-----	-----	---	--------

」に、

「

公共事業評価委員会委員 長印	23	隸書	正方形	方21	1	建設政策課長
-------------------	----	----	-----	-----	---	--------

」を

「

公共事業評価委員会委員 長印	23	隸書	正方形	方21	1	建設政策課長
芹沢銈介美術館協議会会 長印	24	てん 書	正方形	方18	1	芹沢銈介美術館長
文化財保護審議会会長 印	24	てん 書	正方形	方18	1	歴史文化課長
登呂博物館協議会会長印	24	てん 書	正方形	方18	1	登呂博物館長

」に

スポーツ推進審議会会長 印	24	てん 書	正方形	方18	1	スポーツ振興課長
自然の家運営協議会会長 印	24	てん 書	正方形	方18	1	環境共生課長

改める。

別表第3の1市印の表中

福祉債権収納対 策課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	3	福祉債 権収納 対策課 長	国民健康保険被保 険者の資格に関す る事務用
保険年金課専用 市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	17	各区役 所保険 年金課 長	国民健康保険被保 険者の資格及び国 民健康保険の給付 に関する事務用

を

保険年金課専用 市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	9	各区役 所保険 年金課 長	国民健康保険被保 険者の資格及び国 民健康保険の給付 に関する事務用
---------------	---	----	-----	------------	---	------------------------	---

に、

障害者支援課専 用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	26	各福祉 事務所 障害者 支援課 長	障害福祉制度にお ける資格及び給付 に関する事務用
子育て支援課専	2	隸書	だ円形	長径8	19	各福祉	子ども医療費、ひと

用市印				短径6		事務所 子育て 支援課 長	り親家庭等医療費 及び児童扶養手当 の受給者の資格並 びに子どものため の教育・保育給付を 受ける資格に關す る事務用
高齢介護課専用 市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	11	各福祉 事務所 高齢介 護課長	介護保険被保険者 の資格及び介護保 険の給付に關する 事務用
蒲原出張所専用 市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	1	蒲原出 張所長	介護保険被保険者 の資格及び介護保 険の給付、障害福祉 制度における資格 及び給付並びに子 ども医療費、母子家 庭等医療費及び児 童扶養手当の受給 者の資格に關する 事務用

を

障害者支援課専 用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	17	各福祉 事務所 障害者 支援課 長	障害福祉制度にお ける資格及び給付 に關する事務用
子育て支援課専 用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	14	各福祉 事務所	子ども医療費、ひと り親家庭等医療費

						子育て支援課長	及び児童扶養手当の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用
高齢介護課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	5	各福祉事務所 高齢介護課長	介護保険被保険者の資格及び介護保険の給付に関する事務用
蒲原出張所専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	1	蒲原出張所長	介護保険被保険者の資格及び介護保険の給付、障害福祉制度における資格及び給付並びに子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当の受給者の資格に関する事務用

に

」

改め、別表第3の2市長印の表中

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則 第8条 第3項 の局筆 頭課長 及び消	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が
--------	----	----	-----	-----	----	---	---

を

						防総務課長	特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
--	--	--	--	--	--	-------	--------------------------------------

」

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	13	事務専決規則第8条第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務(国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---

に、

」

「

市民税課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	20	市民税課長	市税に係る証明用
-----------	---	----	-----	-----	----	-------	----------

を

」

「

市民税課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	12	市民税課長	市税に係る証明用
-----------	---	----	-----	-----	----	-------	----------

に、

」

「

清水市税事務	13	隸書	正方形	方21	12	清水市	市税に係る証明用
--------	----	----	-----	-----	----	-----	----------

所専用市長印						税事務 所長	
--------	--	--	--	--	--	-----------	--

を

「

清水市税事務所専用市長印	13	隸書	正方形	方21	5	清水市 税事務所 所長	市税に係る証明用
--------------	----	----	-----	-----	---	-------------------	----------

に、

「

文化振興課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	文化振 興課長	文化事業の実施及び市民文化活動の促進に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	------------	---------------------------

を

「

文化政策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	文化政 策課長	文化事業の実施及び市民文化活動の促進に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	------------	---------------------------

に、

「

福祉債権収納対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債 権収納 対策課 長	国民健康保険被保険者の資格並びに国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、こども園使用料、待機児童園使用料、保育所入所者負担金、生活保護費徴
----------------	---	----	-----	-----	---	------------------------	---

を

							収金及び生活保護費返還金の滞納処分に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	--------------------------

「

福祉債権収納対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	福祉債権収納対策課長	国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、こども園使用料、待機児童園使用料、保育所入所者負担金、生活保護費徴収金及び生活保護費返還金の徴収及び滞納処分に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	---

に、

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、不妊治療費、里帰り等妊婦健康診査費、里帰り等産婦健康診査費及び里帰り等新生児等聴覚スクリーニング検査費の助成、児童手当及び児童扶養手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	--

を

							金並びに寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護並びに産後ケア事業及びママケアデイサービス事業の利用承認に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	--

」

「

こども家庭福祉課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	こども家庭福祉課長	(1) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成に関する事務用 (2) 母子保健に係る事業に関する事務用 (3) 子育て短期支援事業及び子育て支援ヘルパー派遣事業に関する事務用 (4) 児童手当及び児童扶養手当の支給に関する事務用
---------------	---	----	-----	-----	---	-----------	---

に、

							る事務用 (5) 母子福祉資金 及び父子福祉 資金並びに寡 婦福祉資金の 貸付に関する 事務用 (6) 母子家庭及び 父子家庭並び に寡婦の援護 に関する事務 用
--	--	--	--	--	--	--	--

」

「

森林政策課専 用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	森 林 政 策 課 長	治山事業、林道事業 及び災害復旧に係 る工事及び業務委 託、林道の通行許可 並びに登記及び事 業用地の使用に関 する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	----------------	---

を

」

「

森林経営管理 課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	森 林 経 営 管 理 課 長	治山事業、林道事業 及び災害復旧に係 る工事及び業務委 託、林道の通行許可 並びに登記及び事 業用地の使用に関 する事務用
------------------	---	----	-----	-----	---	-----------------------	---

に、

」

清水まちづくり推進課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水まちづくり推進課長	清水駅周辺整備事業及び草薙駅周辺整備事業並びに所管に係る財産に関する事務用
---------------------	---	----	-----	-----	---	-------------	---------------------------------------

を

清水まちづくり推進課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水まちづくり推進課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 清水駅周辺整備事業に関する事務用</li> <li>(2) 草薙駅周辺整備事業に関する事務用</li> <li>(3) 清水区の市営駐車場及び市営自転車等駐車場の維持管理に関する事務用</li> <li>(4) 清水区の違法駐車等の防止及び放置自転車等の対策に関する事務用</li> <li>(5) 清水区の公園緑地の維持管理に関する事務用</li> </ul>
---------------------	---	----	-----	-----	---	-------------	--

に、

							務用 (6) 清水区の公園 緑地内の行為 及び公園緑地 の占用等の許 可に関する事 務用 (7) 所管に係る財 産に関する事 務用
--	--	--	--	--	--	--	--

「

公園建設管理 課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	公園建 設管理 課長	公園の維持管理、公 園等の事業用地の 取得及び寄附金採 納に関する事務用
都市計画事務 所専用市長印	13	隸書	正方形	方21	1	都市計 画事務 所長	公園の維持管理並 びに撤去保管自転 車等の返還、市営駐 車場及び市営自転 車等駐車場の管理 運営に関する事務 用

を

「

公園建設管理 課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	公園建 設管理 課長	公園の維持管理、公 園等の事業用地の 取得及び寄附金採 納に関する事務用
------------------	---	----	-----	-----	---	------------------	---

に、

「

戸籍住民課専用市長印	3	隸書	正方形	方6	14	各区役所戸籍住民課長	住民基本台帳に関する事務用
------------	---	----	-----	----	----	------------	---------------

を

」

「

戸籍住民課専用市長印	3	隸書	正方形	方6	12	各区役所戸籍住民課長	住民基本台帳に関する事務用
------------	---	----	-----	----	----	------------	---------------

に

」

改め、別表第3の3区長印の表中

「

戸籍住民課専用区長印	16	隸書	正方形	方21	49	各区役所戸籍住民課長	戸籍、住民基本台帳、特別永住者及び中長期在留者の住居地届出、特別永住者証明書、特別永住許可、印鑑、身分の証明、埋火葬、斎場の利用、霊柩自動車の利用並びに自動車の臨時運行の許可に関する事務用
戸籍住民課専用区長印	15	隸書	正方形	方12	36	各区役所戸籍住民課長	戸籍及び住民基本台帳に関する事務用
戸籍住民課専用区長印	17	隸書	長方形	縦4	12	各区役所	特別永住者及び中

を

」

用区长印				横12		所戸籍 住民課 長	長期在留者の住居 地届出に関する事 務用
戸籍住民課専 用区长印	15	隸書	長方形	縦4 横6	14	各区役 所戸籍 住民課 長	個人番号に関する 事務用

」

「

戸籍住民課専 用区长印	16	隸書	正方形	方21	33	各区役 所戸籍 住民課 長	戸籍、住民基本台 帳、特別永住者及び 中長期在留者の住 居地届出、特別永住 者証明書、特別永住 許可、印鑑、身分の 証明、埋火葬、斎場 の利用、霊柩自動車 の利用並びに自動 車の臨時運行の許 可に関する事務用
戸籍住民課専 用区长印	15	隸書	正方形	方12	21	各区役 所戸籍 住民課 長	戸籍及び住民基本 台帳に関する事務 用
戸籍住民課専 用区长印	17	隸書	長方形	縦4 横12	9	各区役 所戸籍 住民課 長	特別永住者及び中 長期在留者の住居 地届出に関する事 務用
戸籍住民課専 用区长印	15	隸書	長方形	縦4 横6	11	各区役 所戸籍	個人番号に関する 事務用

に

						住民課 長	
--	--	--	--	--	--	----------	--

「

保険年金課専 用区長印	16	隸書	正方形	方21	3	各区役 所保 険 年 金	国民健康保険に係 る照会及び証明並 びに国民健康保険 料(税)の減免に関 する事務並びに国 民年金及び特別障 害給付金に係る証 明用
保険年金課専 用区長印	16	隸書	正方形	方21	3	各区役 所保 険 年 金 課 長	国民年金及び特別 障害給付金に係る 証明用(自動認証機 用)

を

「

保険年金課専 用区長印	16	隸書	正方形	方21	3	各区役 所保 険 年 金 課 長	国民健康保険に係 る照会及び証明並 びに国民健康保険 料(税)の減免に関 する事務並びに国 民年金及び特別障 害給付金に係る証 明用
保険年金課専 用区長印	16	隸書	正方形	方21	2	葵区役 所保 険 年 金 課 長 及 び	国民年金及び特別 障害給付金に係る 証明用(自動認証機 用)

に

						駿河区 役所保 険年金 課長	
--	--	--	--	--	--	-------------------------	--

」

改め、別表第3の4その他の印の表中

「

修了証書等専 用こども園印	30	隸書	正方形	方30	4	こども 園課長	修了証書、賞状、表 彰状及び感謝状用
------------------	----	----	-----	-----	---	------------	-----------------------

を

」

「

修了証書等専 用こども園印	30	隸書	正方形	方30	4	こども 園運 営 課長	修了証書、賞状、表 彰状及び感謝状用
------------------	----	----	-----	-----	---	----------------------	-----------------------

に、

」

「

賞状等専用消 防局長印	20	隸書	正方形	方30	1	消 防 総 務課長	賞状、表彰状及び感 謝状用
----------------	----	----	-----	-----	---	--------------	------------------

を

」

「

賞状等専用消 防局長印	3	隸書	正方形	方30	1	消 防 総 務課長	賞状、表彰状及び感 謝状用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------------	------------------

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第47号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

<p>11 職員が、次に掲げる者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと（イの範囲内の日数又は時間）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。） イ 職員の父母（配偶者等の父母を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
---	---

を

「

<p>11 職員が、次に掲げる者の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴いアに掲げる者の世話を</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護等を理由とする期間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
---	--

に、

<p>うこと又はアに掲げる者の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加することをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）</p> <p>イ 職員の父母（配偶者等の父母を含む。）</p>	
---	--

「

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、永年勤続した職員が健康の維持又は増進を図る場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	---

を

「

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

に

イ 子等の教育又は保育に係る行事のうち 任命権者が定めるものに参加する場合、 永年勤続した職員が健康の維持又は増進 を図る場合、知識又は教養を高める活動 に参加する場合、市民活動に参加する場 合その他の市長が適当であると認める場 合	
--	--

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第48号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

新たに条例第14条第1項の職員としての要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（様式第1号）により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第14条第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、扶養手当の月額を増額して改定する場合は、前項ただし書の規定を準用する。

第5条第1項第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第6条の2第2項中「の支給」を「の額」に、「場合に前項の期間支給することができる」を「日の前日において、条例第16条第2項の規定により当該職員が受ける地域手当の月額とする」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(令和7年改正給与条例附則第5項の規定が適用される間の読替え)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第4条第1項及び第4条の2第1項中「条例」とあるのは「静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第21号）附則第5項の規定により読み替えられた給与条例」とする。

静岡市規則第49号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	局理事 診療部長	120,000円	」 を
	診療部長	120,000円	
「	市長公室長 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長		」 を
	市長公室長		
「	担当部長 健康長寿推進監		」 を

「 | 担当部長 | | | に、  
」

「 | 環境保健研究所長  
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部  
次長 | | | を  
」

「 | 環境保健研究所長 | | | に、  
」

「 | 葵・駿河農林施設管理事務所長  
都市計画事務所長 | | | を  
」

「 | 葵・駿河農業施設管理事務所長 | | | に  
」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第50号

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第26条第3項第1号」を「第26条第3項」に改める。

第3条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第26条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第51号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18条第1項各号のいずれかに該当することとなった」を「第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った」に、「条例第18条第1項の」を「同項の」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第16条の3第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条中「提示」の次に「又は第16条の3第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加え、「第18条第1項各号のいずれかに該当することを確認した」を「第18条第1項の職員たる要件を具備する」に改める。

第6条中「新幹線鉄道等及び橋等」を「条例第18条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第8条第1項中「(次項)の次に「及び第11条第2号」を加え、同項第1号中「第18条第6項」を「第18条第8項」に改める。

第11条第1号中「(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となったものその他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第13条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「あるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が

認められるものに限る。)」を加え、「認められるもの」を「市長が認めるもの」に改める。

第14条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第18条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第15条を削る。

第16条の見出し、同条第1項及び第2項中「に係る通勤手当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第16条の4第4項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「、価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と読み替え）及び「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を削り、「特別料金等の額の2分の1に相当する」と読み替え）を「特別料金等」に改め、同条を第15条とする。

第16条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「同項各号」を「同項」に改め、「この条」の次に「、第17条の2第2項」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第18条第6項の市規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第11条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第18条第2項第2号に定める額（第11条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第17条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第18条第6項の市規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係

る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第16条の2を第16条の4とし、同条の前に次の3条を加える。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第16条 条例第18条第4項の市規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第18条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第16条の2 条例第18条第4項の任用の事情等を考慮して市規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者(次号に規定する者を除く。)のうち、当該適用の直前の住所と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなった者

(2) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続いて職員となった者で新たに給料表の適用を受けることとなったもののうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第16条の3 条例第18条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員は、次に掲げる職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする。

- (1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であった者から人事交流等により引き続いて職員となった者で新たに給料表の適用を受けることとなったもののうち、条例第18条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものに限る。）
- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住所（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) 職員又は配偶者の勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、条例第18条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第17条第1項中「第18条第1項各号のいずれかに該当することとなった」を「第18条第1項の職員たる要件を具備されるに至った」に改める。

第17条の2第1項中「第18条第5項」を「第18条第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第18条第5項」を「条例第18条第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第11条第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第18条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、「に係る普通交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、「全ての普通交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第17条の2第3項を削り、同条第4項中「第18条第5項」を「第18条第7項」に、「前2項」

を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条の3第1項中「第18条第6項」を「第18条第8項」に改め、同項第1号ただし書中「に係る通勤手当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同項第2号中「、新幹線鉄道等」を「若しくは新幹線鉄道等」に改める。

別記様式その2（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年静岡市条例第21号)第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。))第18条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の静岡市職員の通勤手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。))第11条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等(改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)、同項第2号に規定する額(改正前の規則第11条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。))及び改正前の給与条例第18条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第16条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
  - (1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第18条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。)
  - (2) 改正前の給与条例第18条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
  - (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相

当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

- (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあつては、2万円）を減じて得た額

(権衡職員等に関する経過措置)

- 4 この規則による改正後の静岡市職員の通勤手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第16条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

- 5 改正後の規則第16条の2の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

- 6 改正後の規則第16条の3第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

(様式に関する経過措置)

- 7 この規則の施行の際、現に改正前の規則の様式により提出されている文書は、改正後の規則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 8 この規則の施行の際、現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第52号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成15年静岡市規則第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」を削る。

(静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和6年静岡市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち第22条の改正規定中「100分の210」を「100分の315」に、「100分の250」を「100分の375」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

## 静岡市規則第53号

静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の住居手当に関する規則（平成15年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下「異動又は勤務場所の移転」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）（以下「異動又は勤務場所の移転等」に改める。

第3条第2項中「移転」を「移転等」に改める。

第10条中「扶養親族」の次に「(職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第14条第2項に規定する扶養親族をいう。）」を加える。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第54号

静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の単身赴任手当に関する規則（平成15年静岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第3条中「ただし書」の次に「並びに同条第3項」を加える。

第5条第1号中「次に掲げる事由の発生」を「職員以外の地方公務員又は国家公務員であった者から人事交流等により引き続いて職員となったこと」に改め、同号ア及びイを削り、同条第7号中「事由発生に伴い」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第2条」とあるのは「前項」に、「事由発生」とを「適用又は事由発生」とに改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第19条第3項の市規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

第8条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

静岡市規則第55号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第55条」に改める。

第2条第1号中「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び」を削り、「葵・駿河農林施設管理事務所、都市計画事務所」を「葵・駿河農業施設管理事務所」に改める。

第19条第2号中「寄附承諾書」の次に「(ただし、インターネットを利用して納付するふると寄附金については、寄附情報が確認できる書類)」を加える。

第99条中「午後3時まで」の次に「(正午から午後1時までを除く。)」を加える。

第121条第2項中「子ども未来局」を「こども未来局」に、「青少年育成課」を「こども若者応援課」に、「産業政策課」を「産業振興課」に、「農林水産部」を「農政部」に、「中山間地振興課及び葵・駿河農林施設管理事務所」を「葵・駿河農業施設管理事務所」に改め、「及び都市計画事務所」を削る。

別表第1中

「

観光交流文化局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入の収納	所属職員
観光交流文化局文化財課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
観光交流文化局文化振興課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

観光交流文化局文化政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
--------------	----	-------------	------

に、

観光交流文化局歴史文化課	課長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
--------------	----	------------------------	------

」

「

環境局ごみ減量推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------	----	-------------	------

を

」

「

環境局環境共生課	課長	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料の収納	所属職員
環境局中山間地振興課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
環境局ごみ減量推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

に、

」

「

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料、督促手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-------------------	----	---	------

を

」

「

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-------------------	----	---	------

に、

」

子ども未来局青少年育成課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
子ども未来局幼保支援課	課長	時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
子ども未来局こども園課	課長	時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、病児病後児保育手数料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
子ども未来局子ども家庭課	課長	母子生活支援施設入所者負担金、助産施設入所者負担金及び所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

こども未来局こども未来課	課長	時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
こども未来局こども園課	課長	時間外保育使用料、一時預かり使用料、待機児童園使用料、こども園使用料、保育所入所者負担金及び業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

も園運営課		かり使用料、待機児童園使用料、病児病後児保育手数料、こども園使用料、保育所入所者負担金、乳児等通園支援使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	
こども未来局こども家庭福祉課	課長	母子生活支援施設入所者負担金、助産施設入所者負担金及び所管に係る諸収入の収納	所属職員

に、

「

経済局農林水産部 農業政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
経済局農林水産部 水産振興課	課長	甲種漁港施設使用料、甲種漁港施設占用料、漁港区域内占用料、海岸保全区域内占用料、海岸公園施設使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
経済局農林水産部 中山間地振興課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
都市局都市計画部 都市計画課	課長	各種発行物売払収入の収納	所属職員

を

「

経済局農政部農業	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
----------	----	-------------	------

政策課			
経済局農政部水産振興課	課長	甲種漁港施設使用料、甲種漁港施設占用料、漁港区域内占用料、海岸保全区域内占用料、海岸公園施設使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に付帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員

に、

都市局都市計画部都市計画事務所	所長	各種発行物売払収入及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------------	----	------------------------	------

を

都市局都市計画部清水まちづくり推進課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
--------------------	----	-------------	------

に、

消防局消防部予防課	消防局長の指定する職員	危険物取扱関係手数料、煙火消費許可申請手数料及び石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	所属職員
教育委員会事務局教育局教育総務課	課長	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

消防局消防部予防課	消防局長の指定する職員	危険物取扱関係手数料、煙火消費許可申請手数料及び	所属職員
-----------	-------------	--------------------------	------

に

	員	石油コンビナート等災害防止法関係手数料の収納	
--	---	------------------------	--

」

改める。

別表第2中

「

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員
-----------	-----	---	------

を

」

「

清水区役所蒲原支所	支所長	鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員
-----------	-----	---	------

に、

」

各区役所福祉事務 所高齢介護課	課長	介護保険に係る保険料、督促手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
清水区役所清水福祉事務所蒲原出張所	出張所長	介護保険に係る保険料、督促手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	

各区役所福祉事務 所高齢介護課	課長	介護保険に係る保険料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	に
清水区役所清水福祉事務所蒲原出張所	出張所長	介護保険に係る保険料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	

改める。

様式第3号に備考として次のように加える。

備考

静岡市公営企業管理者が収入する場合は、「静岡市長」を「静岡市公営企業管理者」に替えること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第99条の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

静岡市規則第56号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条1号中「会計室」の次に「、静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）第6条に規定する上下水道局」を加える。

別表第1中

「

寄附金		寄附採納を決定した額	寄附採納を決定したとき	決裁文書、寄附申込書	を
-----	--	------------	-------------	------------	---

」

「

寄附金		寄附採納を決定した額	寄附採納を決定したとき	決裁文書、寄附申込書（インターネットを利用して納付するふるさと寄附金については、寄附情報が確認できる書類）	に
-----	--	------------	-------------	---	---

」

改める。

別表第2中「支払負担行為」を「支出負担行為」に、

「

12 委託料	委託契約しようとするとき	契約金額又は請求のあった額	決裁文書、入札書（見積書）	を
--------	--------------	---------------	---------------	---

」

「

12 委託料 (単価契約以外 の場合)	委託契約しようとするとき	契約金額	決裁文書、入札書（見積書）
(単価契約の場合)	請求のあったとき	請求のあった額	決裁文書（単価契約に関するもの）、請求書

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第57号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第34条第1項第1号中「80万円」を「150万円」に、「50万円」を「100万円」に、「30万円」を「50万円」に、「100万円」を「200万円」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第58号

静岡市救護所管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市救護所管理規則の一部を改正する規則

静岡市救護所管理規則（平成15年静岡市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号及び第7条第2項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第59号

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第24条（見出しを含む。）中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。

第25条の見出し中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改める。

様式第32号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第32号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第32号その3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第54号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第55号中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条、第25条、様式第54号及び様式第55号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市生活保護法施行細則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市生活保護法施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第60号

静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市子ども医療費助成規則（平成15年静岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第5条中「書類」を「情報」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号(裏)8中「受給者証」を「この証」に改め、同様式(裏)11中「健康保険に」を「医療保険に」に、「受給者証、健康保険証、印鑑等」を「この証、子どもの加入医療保険情報の分かるもの」に改め、同様式(裏)14中「破損」を「損傷し、」に改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の公布の際、現にこの規則による改正前の静岡市子ども医療費助成規則（以下「旧規則」という。）第6条第1項の規定により交付されている子ども医療費受給者証は、この規則による改正後の子ども医療費助成規則第6条第1項の規定により交付された子ども医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第61号

静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

静岡市危険物の規制に関する規則（平成15年静岡市規則第254号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「添えて」の次に「、申請者に」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを承認しないときは、危険物仮貯蔵等不承認通知書（様式第2号）に当該不承認に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。
- 4 地震、津波その他の災害が発生した場合（以下「震災時等」という。）において、法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの申請が想定される者は、震災時等における具体的な実施計画、安全対策等について消防長と事前協議を行い、震災時等に

おける危険物  
仮貯蔵  
仮取扱い

実施計画書（様式第3号）を消防長に届け出ることができる。

第7条を削り、第6条を第7条とする。

第5条第1項第1号中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第9号」に改め、「添えて」の次に「、申請者に」を加え、「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条第4項中「様式第9号）により」を「様式第12号）により、申請者に」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「政令に定める」を削り、「様式第4号」を「様式第7号」に改め、「添えて」の次に「、申請者に」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）」を「製造所等」に、「様式第2号」を「様式第5号」に改め、「添えて」の次に「、申請者に」を加え、「様式第3号」を「様式第6号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（特例適用の申請）

第3条 法第10条第4項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上

の基準（以下「技術上の基準」という。）について、政令第23条の規定により技術上の基準の特例の適用を受けようとする者は、法第11条第1項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可の申請の際に、危険物製造所等特例適用申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

第8条を次のように改める。

（完成検査前検査の結果通知）

第8条 市長は、法第11条の2第1項の規定により行う法第17条第5項の完成検査の前に行う検査（以下「完成検査前検査」という。）のうち基礎及び地盤又は溶接部の検査を行った結果、技術上の基準に適合していると認めたときは、完成検査前検査適合通知書（様式第13号）に当該完成検査前検査に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

2 市長は、製造所等の完成検査前検査を行った結果、当該製造所等が技術上の基準に適合しないと認めたときは、完成検査前検査不適合通知書（様式第14号）に当該完成検査前検査に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

第23条の見出しを「(雑則)」に改め、同条を第32条とし、第22条を第31条とし、第21条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

（事故等の通報場所）

第29条 法第16条の3第2項の規定により市長の指定する危険物の流出その他の事故が発生したときの通報場所は、静岡市消防局とする。

第20条中「様式第24号」を「様式第40号」に改め、同条を第28条とする。

第19条第1項中「様式第23号」を「様式第39号」に改め、同条を第27条とする。

第18条中「様式第22号」を「様式第38号」に改め、同条を第26条とする。

第17条中「様式第21号」を「様式第37号」に改め、同条を第25条とする。

第16条中「様式第20号」を「様式第36号」に改め、同条を第24条とし、同条の前に次の3条を加える。

（在庫管理等に関する計画の届出）

第21条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により在庫管理等に関する計画の届出をしようとするものは、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第31号）により市長に届け出なければならない。

（休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の期間延長の承認）

第22条 市長は、省令第62条の5第3項の規定による内部点検の期間の延長の承認をするとき

は、休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認書（様式第32号）に当該内部点検期間延長に係る申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、省令第62条の5第3項の規定による内部点検の期間の延長の承認をすることが適当でないと認めるときは、休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長不承認通知書（様式第33号）に当該内部点検期間延長に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認）

第23条 市長は、省令第62条の5の2第3項又は省令第62条の5の3第3項の規定による漏れ

地下貯蔵タンク

の点検の期間延長の承認をするとき、休止中の 二重殻タンク の漏れの点検期間延長承認書（様式第34号）に当該漏れの点検期間延長に係る申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

地下埋設配管

認書（様式第34号）に当該漏れの点検期間延長に係る申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、省令第62条の5の2第3項又は省令第62条の5の3第3項の規定による漏れの点

地下貯蔵タンク

検の期間延長の承認をすることが適当でないと認めるときは、休止中の 二重殻タンク

地下埋設配管

の漏れの点検期間延長不承認通知書（様式第35号）に当該漏れの点検期間延長に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

第15条中「様式第19号」を「様式第30号」に改め、同条を第20条とし、同条の前に次の3条を加える。

（保安検査の不適合通知）

第17条 市長は、法第14条の3第1項の規定により屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所（以下「屋外タンク貯蔵所等」という。）の保安検査を行った結果、当該屋外タンク貯蔵所等が技術上の基準に適合しないと認めるときは、保安検査不適合通知書（様式第25号）に当該保安検査に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

（保安検査の時期延長承認）

第18条 市長は、政令第8条の4第2項第1号により保安検査の時期延長を承認したときは、保安検査時期延長承認書（様式第26号）に当該保安検査の時期延長に係る申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、政令第8条の4第2項により保安検査の時期延長を承認しないときは、保安検査

時期延長不承認通知書(様式第27号)に当該保安検査の時期延長に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

(保安検査の時期変更承認)

第19条 市長は、政令第8条の4第2項ただし書の規定により保安検査の時期変更を承認したときは、保安検査時期変更承認書(様式第28号)に当該保安検査の時期変更に係る申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は、政令第8条の4第2項ただし書の規定により保安検査の時期変更を承認しないときは、保安検査時期変更不承認通知書(様式第29号)に当該保安検査の時期変更に係る申請書1部を添えて、申請者に通知するものとする。

第14条中「様式第18号」を「様式第24号」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「様式第16号」を「様式第22号」に、「交付し」を「、申請者に交付し」に、「様式第17号」を「様式第23号」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(休止の確認)

第14条 市長は、平成21年省令第98号附則第3条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)及び平成23年省令第165号附則第9条第3項の規定による危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認をしたときは、休止確認済書(様式第20号)に当該申請書1部を添えて、申請者に交付するものとする。

2 市長は、平成21年省令第98号附則第3条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により確認を取り消す場合は、休止確認取消通知書(様式第21号)を申請者に交付するものとする。

第12条第1項中「様式第15号」を「様式第19号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

4 前3項の規定は、次に掲げる書類を提出した場合には適用しないものとする。

- (1) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成21年総務省令第98号。以下「平成21年省令第98号」という。)附則第3条第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する申請書
- (2) 平成21年省令第98号附則第3条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)に規定する届出書
- (3) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成23年総務省令第165号。以下「平成23年省令第165号」という。)附則第9条第2項に規定する申請書
- (4) 平成23年省令第165号附則第9条第4項に規定する届出書

第11条中「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「様式第12号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第17号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「様式第11号」を「様式第15号」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(製造所等の廃止の届出の添付書類)

第9条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出には、当該製造所等の設置に係る許可証及び完成検査済証（完成検査前検査を受けた製造所等にあつては、省令第6条の4第2項に規定するタンク検査済証を含む。）を添付しなければならない。

様式第24号中「第20条関係」を「第28条関係」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第40号とする。

様式第23号中「第19条関係」を「第27条関係」に、「第19条の」を「第27条の」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第39号とする。

様式第22号中「第18条関係」を「第26条関係」に、「第18条の」を「第26条の」に改め、同様式を様式第38号とする。

様式第21号中「第17条関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第37号とする。

様式第20号中「第16条関係」を「第24条関係」に、「第16条の」を「第24条の」に改め、同様式を様式第36号とし、同様式の前に次の5様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第19号中「第15条関係」を「第20条関係」に、「第15条の」を「第20条の」に改め、同様式を様式第30号とし、同様式の前に次の5様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第18号中「第14条関係」を「第16条関係」に、「第14条の」を「第16条の」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第17号中「第13条関係」を「第15条関係」に、「2 設置場所 静岡市」を「2 設置場所」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第16号中「第13条関係」を「第15条関係」に、「2 設置場所 静岡市」を「2 設置場所」に改め、同様式を様式第22号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第15号中「第12条関係」を「第13条関係」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第19号とする。

様式第14号中「第11条関係」を「第12条関係」に、「第11条の」を「第12条の」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第18号とする。

様式第13号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第12号中「第10条関係」を「第11条関係」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第11号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「第9条の」を「第10条の」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第10号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書」を「完成検査前検査不適合通知書」に改め、同様式を様式第14号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第9号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第8号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第7号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「3 設置場所 静岡市」を「3 設置場所」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第6号中「第5条関係」を「第6条関係」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第9号とする。

様式第5号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第4号中「第4条関係」を「第5条関係」に、「3 設置場所 静岡市」を「3 設置場所」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第3号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「3 設置場所 静岡市」を「3 設置場所」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第4条関係」に、

「

設 置 場 所	静岡市	を
---------	-----	---

」

「

設 置 場 所		に
---------	--	---

」

改め、同様式を様式第5号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市危険物の規制に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第62号

静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員表彰規則の一部を改正する規則

静岡市職員表彰規則（平成16年静岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「著しい自己啓発により、」を削る。

第7条中「表彰に」を「第3条各号（第2号を除く。）のいずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第3条第2号に該当する職員であって表彰を受けようとするものは、同号の資格を取得した事実を証する書類その他市長が必要があると認める書類を市長に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第63号

静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則（平成17年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「写し」の次に「(静岡市外に住所を有する者に限る。)」を加え、同項第4号中「写し」の次に「(死亡時の住所が静岡市外であった者に限る。)」を加え、同項第7号中「写し」の次に「(静岡市外に住所を有する者に限る。)」を加える。

様式第29号中「戸籍の」を「住民票の写し（静岡市外に住所を有する者に限る。）並びに戸籍の」に改める。

様式第32号中「写し」の次に「(死亡時の住所が静岡市外であった者に限る。)」を加える。

様式第36号中「(注) 年金受給権者の住民票の写しを添付してください。」を「添付書類 住民票の写し（静岡市外に住所を有する者に限る。）」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第64号

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
  - (2) 市長が別に定める方法により、処分通知等を行った市長等を確認するための措置
- 別表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第65号

静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第32号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第32号その2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第32号その3を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の相当様式により提出された文書とみなす。

## 静岡市規則第66号

静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部を改正する規則

静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則（平成22年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（異常な現象の通報場所）

第9条 法第23条第1項の規定により市長が指定する特定事業所における異常な現象の発生についての通報場所は、静岡市消防局とする。

「	住所	を	「	住所	に
様式第2号及び様式第3号中	氏名	」	氏名	」	」
				{	}
				{	}

改める。

様式第10号及び様式第11号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第67号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成23年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1号中「大長義之」を「大石貴生」に改める。

(静岡市副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「大長義之」を「大石貴生」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第68号

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

静岡市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）」を「家賃相当額」に、「住居確保給付金支給期間（再）延長申請書」を「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」に改める。

第3条を次のように改める。

（決定通知）

第3条 所長は、省令第13条の規定による家賃相当額の支給の申請又は前条の規定による住居確保給付金の支給期間の延長の申請に基づき家賃相当額の支給又は支給期間の延長を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 所長は、省令第13条の規定による新たな住居の確保に要する費用の支給を決定したときは、住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）（様式第3号）により申請者に通知する。
- 3 所長は、住居確保給付金の支給の中止を決定したときは、住居確保給付金支給中止通知書（様式第4号）により通知する。
- 4 所長は、住居確保給付金の支給の中断を決定したときは、住居確保給付金支給中断通知書（様式第5号）により通知する。
- 5 所長は、住居確保給付金の支給の再開を決定したときは、住居確保給付金支給再開通知書（様式第6号）により通知する。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第1号中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条第2号中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同条第3号中「第15条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第4条とし、第8条を第5条とする。

様式第1号から第6号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第7号中「第7条関係」を「第4条関係」に、「第10条第2項」を「第16条第2項」に改める。

様式第8号中「第7条関係」を「第4条関係」に、「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

様式第9号中「第7条関係」を「第4条関係」に、「第15条第2項」を「第21条第2項」に、「第22条第2項」を「第29条第2項」に改める。

様式第10号、第11号及び第12号中「第8条関係」を「第5条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第69号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡市立和田島こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
-------------	-----	-----	-----	----	----	----

を

」

「

静岡市立和田島こども園	65人	37人	15人	13人	10人	3人
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第70号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年静岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ただし書及び第3号並びに第6条第1号及び第3号中「5万5,000円を超えるとき（本市の要請により職員となった者その他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。）は、5万5,000円」を「15万円を超えるときは、15万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市規則第71号

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課長」を「上下水道局水道部中山間地水道課長」に改める。

第23条第4項及び第5項を削る。

第115条第1項中「保健福祉長寿局保健衛生医療部長」を「上下水道局水道部長」に、「保健衛生医療部長」を「水道部長」に改める。

第116条第1項中「保健衛生医療部長」を「水道部長」に改める。

様式第11号（第123条関係）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第12号（第123条関係）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第13号（第123条関係）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市簡易水道事業会計規則の様式により送付されている文書は、この規則による改正後の静岡市簡易水道事業会計規則の相当様式により送付された文書とみなす。

## 静岡市規則第72号

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が同項の病気休暇を取得した場合は、1年度を通じて別表第2の2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日数を超過して当該病気休暇を取得した場合に限り、同項の規定を適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

## 別表第2の2（第17条関係）

1週間当たりの勤務日数が5日以上若しくは1週間当たりの勤務日数が4日以下かつ勤務時間が29時間以上又は1年間当たりの勤務日数が217日以上	10日
1週間当たりの勤務日数が4日かつ勤務時間が29時間未満又は1年間当たりの勤務日数が169日以上216日以下	7日
1週間当たりの勤務日数が3日又は1年間当たりの勤務日数が121日以上168日以下	5日
1週間当たりの勤務日数が2日又は1年間当たりの勤務日数が73日以上120日以下	3日
1週間当たりの勤務日数が1日又は1年間当たりの勤務日数が48日以上72日以下	1日

## 備考

- 1 この表において「1週間当たりの勤務日数」とは、週によって勤務日が定められてい

る会計年度任用職員に係る1週間当たりの勤務日の日数をいう。

- 2 この表において「1年間当たりの勤務日数」とは、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員に係る1年間当たりの勤務日数をいう。

別表第3中

<p>10 職員が、次に掲げる者の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと（イ）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）</p> <p>イ 職員の父母（配偶者等の父母を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間又は時間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

<p>10 職員が、次に掲げる者の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該者の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定める当該者の世話をを行うこと若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴いアに掲げる者の世話をを行うこと又はアに掲げる者の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）</p>	<p>1年度において5日（アに掲げる者が2人以上の場合にあつては、10日。ただし、イに掲げる者の看護を理由とする期間又は時間は、5日を限度とする。）の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

イ 職員の父母（配偶者等の父母を含む。）

<p>14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数(採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内)</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	---

を

<p>14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等の教育又は保育に係る行事のうち任命権者が定めるものに参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数(採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内)</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
--	---

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

市長部局		危機管理監 統括監 局理事	を
市長部局		危機管理監 統括監	に、
総合政策局	企画課	課長補佐 政策企画・調整係長	を
総合政策局	企画課	課長補佐 政策企画・総務係長	に、
観光交流文化局	文化財課	課長補佐	
	三保松原文化創造センター	所長	

	登呂博物館	館長	を
	文化振興課	課長補佐	
	芹沢銈介美術館	館長	

観光交流文化局	観光政策課	観光政策監	に、
	文化政策課	課長補佐	
	芹沢銈介美術館	館長	
	歴史文化課	課長補佐	
	三保松原文化創造センター	所長	
	登呂博物館	館長	

環境局	環境政策課	環境政策監	を
	環境保健研究所	環境保健研究所長	

環境局	環境政策課	環境政策監	に、
	環境共生課	課長補佐	
	自然の家	所長	

環境保健研究所	環境保健研究所長
---------	----------

保健福祉長寿局		健康長寿推進監
地域包括ケア・誰もが活躍推進本部		地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長
健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐
	口腔保健支援センター	所長
	障害者歯科保健センター	所長
	保険年金管理課	課長補佐
	井川診療所	診療所長
	地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター所長

を

保健福祉長寿局	健康福祉部	健康づくり推進課	課長補佐
		口腔保健支援センター	所長
		障害者歯科保健センター	所長
		保険年金管理課	課長補佐
		井川診療所	診療所長

に、

	地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター 所長
--	-------------------	-------------------------

子ども未来局		子育て教育政策監	を
	こども園課	課長補佐	

こども未来局		子育て教育政策監	に、
	こども園運営課	課長補佐	

	農林水産部	葵・駿河農林施設管理事務所	葵・駿河農林施設管理事務所長	を
都市局	都市計画部	都市計画事務所	都市計画事務所長	

	農政部	葵・駿河農業施設管理事務所	葵・駿河農業施設管理事務所長	に、
--	-----	---------------	----------------	----

	会計室	会計室長 会計室次長 次長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 総務・出納係長	を
--	-----	---	---

	会計室	会計室長 会計室次長 次長補佐 資
--	-----	-------------------

		金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 出納係長	に、
--	--	-------------------------------	----

教育局		教育調整監	を
-----	--	-------	---

教育局		学校づくり推進監	に、
-----	--	----------	----

教育委員会の機関	教育センター	所長	を
	自然の家	所長	

教育委員会の機関	教育センター	所長	に
----------	--------	----	---

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の退職管理に関する規則（平成28年静岡市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第14条第1号中「、局理事」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第3号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3（4）医療職給料表（3）号給基準表中「こども園課」を「こども園運営課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

## 静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給料表の適用範囲に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「こども園課」を「こども園運営課」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表4級の項中「及びこども家庭センター」を「、こども家庭センター及び幼児教育センター」に、「、由比学校給食センター及び自然の家」を「及び由比学校給食センター」に改め、同表5級の項中「こども家庭センター」の次に「、幼児教育センター」を加え、同表6級の項中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」を削り、「葵・駿河農林施設管理事務所長、都市計画事務所長」を「葵・駿河農業施設管理事務所長」に改め、同表8級の項中「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」及び「、健康長寿推進監」を削り、同表9級の項中「、統括監及び局理事」を「及び統括監」に改め、別表第1（4）医療職給料表（3）級別職務分類表中「及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」を削る。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第21条関係）

（1）行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1

7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	1	1	1	
13	1	1	1	1	1	1	1	
14	1	1	1	1	1	1	1	
15	1	1	1	1	1	1	1	
16	1	1	1	1	1	1	1	
17	1	1	1	1	1	1	1	
18	1	1	1	1	1	1	1	
19	1	1	1	1	1	1	1	
20	1	1	1	1	2	1	1	
21	1	1	1	1	3	1	1	
22	1	1	1	1	4	1	1	
23	1	1	1	1	5	2	1	
24	1	2	1	1	6	2		
25	1	3	2	1	7	3		
26	1	4	3	1	8	3		
27	1	5	4	1	9	4		
28	1	6	5	1	10	4		
29	1	7	6	1	11	5		
30	1	8	7	1	11	5		
31	1	9	8	1	11	6		
32	1	10	9	2	12	6		
33	1	11	10	3	12	7		
34	2	12	11	4	12	7		
35	3	13	12	5	13	8		
36	4	14	13	6	13	8		

37	5	15	14	7	13	9		
38	6	16	15	8	14	9		
39	7	17	16	9	14	10		
40	8	18	17	10	14	10		
41	9	19	18	11	15	11		
42	10	20	19	12	15	11		
43	11	21	20	12	16	12		
44	12	22	21	13	16	12		
45	13	23	22	13	17	13		
46	14	24	23	14	17			
47	15	25	24	14	18			
48	16	26	25	15	18			
49	17	27	26	15	19			
50	18	27	27	16	19			
51	19	28	28	16	19			
52	20	28	29	17	20			
53	21	29	30	17	20			
54	22	29	31	18	20			
55	23	30	32	18	21			
56	24	30	33	19	21			
57	25	31	34	19	21			
58	25	31	34	20	22			
59	26	32	34	20	22			
60	26	32	35	21	22			
61	27	33	35	21	23			
62	27	33	35	22	23			
63	28	34	36	22	24			
64	28	34	36	23	24			
65	29	35	36	23	25			
66	29	35	37	24				

67	30	36	37	24				
68	30	36	37	25				
69	31	37	38	25				
70	31	37	38	26				
71	32	37	38	26				
72	32	38	39	27				
73	33	38	39	27				
74	33	38	39	28				
75	34	39	40	28				
76	34	39	40	29				
77	35	39	40	29				
78	35	40	41	30				
79	36	40	41	30				
80	36	40	41	31				
81	37	41	42	31				
82	37	41	42	32				
83	38	41	42	32				
84	38	41	42	33				
85	39	42	43	33				
86	39	42	43					
87	40	42	43					
88	40	42	43					
89	41	43	44					
90	41	43	44					
91	42	43	44					
92	42	43	44					
93	43	44	44					
94		44	45					
95		44	45					
96		44	45					

97		45	45					
98		45	45					
99		45	46					
100		45	46					
101		46	46					
102		46	46					
103		46	46					
104		46	47					
105		47	47					
106		47	47					
107		47	47					
108		47	47					
109		47	48					
110		48						
111		48						
112		48						
113		48						
114		48						
115		49						
116		49						
117		49						
118		49						
119		49						
120		50						
121		50						
122		50						
123		50						
124		50						
125		51						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	2
27	1	3
28	1	4

29	1	5
30	1	6
31	1	7
32	1	8
33	1	9
34	1	10
35	1	11
36	1	12
37	1	13
38	2	14
39	3	15
40	4	16
41	5	17
42	6	18
43	7	19
44	8	20
45	9	21
46	10	22
47	11	23
48	12	24
49	13	25
50	14	26
51	15	27
52	16	28
53	17	29
54	18	30
55	19	31
56	20	32
57	21	33
58	22	34

59	23	35
60	24	36
61	25	37
62	26	
63	27	
64	28	
65	29	
66	30	
67	31	
68	32	
69	33	
70	34	
71	35	
72	36	
73	37	
74	38	
75	39	
76	40	
77	41	
78	42	
79	43	
80	44	
81	45	

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1

5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	1	1
19	7	1	1
20	8	1	1
21	9	1	1
22	10	1	1
23	11	1	1
24	12	1	1
25	13	1	1
26	14	1	2
27	15	1	3
28	16	1	4
29	17	1	5
30	18	1	6
31	19	1	7
32	20	1	8
33	21	1	9
34	22	1	10

35	23	1	11
36	24	1	12
37	25	1	13
38	26	1	14
39	27	1	15
40	28	1	16
41	29	1	17
42	30	1	18
43	31	1	19
44	32	1	20
45	33	1	21
46	34	1	22
47	35	1	23
48	36	1	24
49	37	1	25
50	38	1	26
51	39	1	27
52	40	1	28
53	41	1	29
54	42	1	30
55	43	1	31
56	44	1	32
57	45	1	33
58	46	1	34
59	47	1	35
60	48	1	36
61	49	1	37
62	50	1	38
63	51	1	39
64	52	1	40

65	53	1	41
66	54	2	42
67	55	3	43
68	56	4	44
69	57	5	45
70	58	6	46
71	59	7	47
72	60	8	48
73	61	9	49
74	62	10	50
75	63	11	51
76	64	12	52
77	65	13	53
78	66	14	
79	67	15	
80	68	16	
81	69	17	
82		18	
83		19	
84		20	
85		21	
86		22	
87		23	
88		24	
89		25	
90		26	
91		27	
92		28	
93		29	
94		30	

95		31	
96		32	
97		33	
98		34	
99		35	
100		36	
101		37	
102		38	
103		39	
104		40	
105		41	
106		41	
107		41	
108		42	
109		42	
110		42	
111		43	
112		43	
113		43	
114		44	
115		44	
116		44	
117		45	
118		45	
119		46	
120		46	
121		47	

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	2	2
27	7	1	3	3
28	8	1	4	4
29	9	1	5	5
30	10	1	6	6

31	11	1	7	7
32	12	1	8	8
33	13	1	9	9
34	14	1	10	9
35	15	1	11	10
36	16	1	12	10
37	17	1	13	11
38	18	1	14	11
39	19	1	15	12
40	20	1	16	12
41	21	1	17	13
42	22	1	18	14
43	23	1	19	15
44	24	1	20	16
45	25	1	21	17
46	26	2	22	18
47	27	3	23	19
48	28	4	24	20
49	29	5	25	21
50	30	5	26	22
51	31	6	27	23
52	32	7	28	24
53	33	8	29	25
54	34	9	30	26
55	35	9	31	27
56	36	10	32	28
57	37	11	33	29
58	38	12	33	29
59	39	13	33	29
60	40	13	34	30

61	41	14	34	30
62	42	15	34	30
63	43	16	35	31
64	44	16	35	31
65	45	17	35	31
66	46	18	36	32
67	47	19	36	32
68	48	20	36	32
69	49	21	37	33
70	50	21	37	34
71	51	22	37	35
72	52	22	37	36
73	53	23	38	37
74	54	23	38	37
75	55	24	38	38
76	56	24	38	38
77	57	25	39	39
78	58	25	39	
79	59	26	39	
80	60	26	39	
81	61	27	40	
82	62	27	40	
83	63	28	40	
84	64	29	40	
85	65	30	41	
86	66	30	41	
87	67	31	42	
88	68	32	42	
89	69	33	43	
90	70	34		

91	71	35		
92	72	35		
93	73	36		
94		36		
95		37		
96		37		
97		38		
98		38		
99		39		
100		39		
101		40		
102		40		
103		41		
104		42		
105		43		

(5) 保育教諭給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格時の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	1	1	1	2
23	1	1	1	3
24	1	1	1	4
25	1	1	1	5
26	1	2	1	6
27	1	3	1	7
28	1	4	1	8
29	1	5	1	9
30	1	6	2	9
31	1	7	3	9
32	1	8	4	9
33	1	9	5	10
34	2	10	6	10
35	3	11	7	10
36	4	12	8	10
37	5	13	9	11
38	6	14	10	11
39	7	15	11	11
40	8	16	12	11
41	9	17	13	12
42	10	18	14	12

43	11	19	15	12
44	12	20	16	12
45	13	21	17	13
46	14	22	18	13
47	15	23	19	13
48	16	24	20	14
49	17	25	21	14
50	18	26	22	14
51	19	27	23	15
52	20	28	24	15
53	21	29	25	15
54	22	30	26	16
55	23	31	27	16
56	24	32	28	16
57	25	33	29	17
58	26	34	30	17
59	27	35	31	17
60	28	36	32	17
61	29	37	33	18
62	30	38	34	18
63	31	39	35	18
64	32	40	36	18
65	33	41	37	19
66	33	42	37	19
67	33	43	37	19
68	34	44	38	19
69	34	45	38	20
70	34	45	38	20
71	35	45	39	20
72	35	45	39	20

73	35	46	39	21
74	36	46	40	
75	36	46	40	
76	36	46	40	
77	37	47	41	
78	37	47	41	
79	38	47	42	
80	38	47	42	
81	39	48	43	
82	39	48	43	
83	40	48	44	
84	40	48	44	
85	41	49	45	
86	41	49	46	
87	41	49	47	
88	41	50	48	
89	42	50	49	
90	42	50	50	
91	42	51	51	
92	42	51	52	
93	43	51	53	
94	43	52	53	
95	43	52	54	
96	43	52	54	
97	44	53	55	
98	44	53	55	
99	44	53	56	
100	44	53	56	
101	45	53	57	
102	45	54	57	

103	45	54	58	
104	45	54	58	
105	45	54	59	
106	45	54	59	
107	46	55	60	
108	46	55	60	
109	46	55	61	
110	46	55		
111	46	55		
112	46	56		
113	47	56		
114	47	56		
115	47	56		
116	47	56		
117	47	57		
118	47	57		
119	48	57		
120	48	57		
121	48	58		
122	48			
123	48			
124	48			
125	49			
126	49			
127	49			
128	49			
129	49			

(6) 小学校中学校行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18

31	1	11	11	23	19
32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38

61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38
66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46	68	41
87	35	47	46	69	41
88	35	48	46	70	42
89	35	48	47	71	42
90	36	48	47	72	42

91	36	48	47	73	43
92	36	48	47	74	43
93	37	49	47	75	43
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		
100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			

121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

(7) 小学校中学校医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	1
19	1	1	7	1	1
20	1	1	8	1	1
21	1	1	9	1	1
22	2	1	10	2	2

23	3	1	11	3	3
24	4	1	12	4	4
25	5	1	13	5	5
26	6	2	14	6	6
27	7	3	15	7	7
28	8	4	16	8	8
29	9	5	17	9	9
30	10	6	18	10	10
31	11	7	19	11	11
32	12	8	20	12	12
33	13	9	21	13	13
34	14	10	22	14	14
35	15	11	23	15	15
36	16	12	24	16	16
37	17	13	25	17	17
38	18	14	26	18	18
39	19	15	27	19	19
40	20	16	28	20	20
41	21	17	29	21	21
42	22	18	30	22	21
43	23	19	31	23	21
44	24	20	32	24	22
45	25	21	33	25	22
46	25	22	34	25	22
47	26	23	35	26	23
48	26	24	36	26	23
49	27	25	37	27	23
50	27	26	38	27	24
51	28	27	39	28	24
52	28	28	40	28	24

53	29	29	41	29	25
54	29	30	42	29	25
55	30	31	43	30	26
56	30	32	44	30	26
57	31	33	45	31	27
58	31	34	46	31	27
59	32	35	47	32	28
60	32	36	48	32	28
61	33	37	49	33	28
62	33	37	50	33	28
63	34	38	51	33	28
64	34	38	52	34	29
65	35	39	53	34	29
66	35	39	54	34	29
67	36	40	55	35	29
68	36	40	56	35	29
69	37	41	57	35	30
70	37	42	57	36	30
71	38	43	58	36	30
72	38	44	58	36	30
73	39	45	59	37	30
74	39	45	59	37	31
75	40	46	60	37	31
76	40	46	60	37	31
77	41	47	61	38	31
78	41	47	61	38	
79	41	48	62	38	
80	42	48	62	38	
81	42	49	63	39	
82	42	49	63	39	

83	43	49	64	39	
84	43	49	64	39	
85	43	49	65	39	
86		50	66	40	
87		50	67	40	
88		50	68	40	
89		50	69	40	
90		50	69	40	
91		51	70	41	
92		51	70	41	
93		51	70	41	
94		51	70	41	
95		51	70	41	
96		52	70	42	
97		52	70	42	
98		52	70	42	
99		52	70	42	
100		52	70	42	
101		53	70	43	
102		53	70		
103		54	70		
104		54	70		
105		55	70		
106			70		
107			70		
108			70		
109			70		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第6号

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）高等学校等教育職給料表級別職務分類表4級の項中「教育調整監」を「学校づくり推進監」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第12条関係）

（1）高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1

42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	15
63	34	1	16
64	34	1	16
65	35	1	17
66	35	1	17
67	36	1	18
68	36	1	18
69	37	1	19
70	37	2	
71	38	3	

72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	

102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	43	

132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	43	
136	62	43	
137	63	43	
138	63	43	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64	44	
147	64	44	
148	64	44	
149	65	45	
150	65	45	
151	65	46	
152	66	46	
153	66	47	
154	66		
155	67		
156	67		
157	67		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

(2) 小学校中学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に	昇格後の号給			
受けていた号給	2級	特2級	3級	4級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1

31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1

61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	7
83	55	35	23	7
84	55	36	24	7
85	55	37	25	8
86	56	38	26	8
87	56	39	27	8
88	56	40	28	8
89	57	41	29	9
90	57	42	30	9

91	58	43	31	10
92	58	44	32	10
93	59	45	33	11
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	
114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	

121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		73	59	
127		74	60	
128		74	60	
129		75	61	
130		75	61	
131		76	61	
132		76	62	
133		77	62	
134		77	62	
135		77	62	
136		78	62	
137		78	62	
138		78	62	
139		79	62	
140		79	62	
141		79	62	
142		80	62	
143		80	62	
144		80	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		81	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	

151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	
158		85	64	
159		85	64	
160		86	64	
161		86	65	
162		86	65	
163		87	66	
164		87	66	
165		87	67	

## 備考

- 1 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 特2級から3級に職員が昇格した場合におけるこの表の適用にあつては、当分の間、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「2級から特2級への昇格がなく、引き続き2級に在級したものとして、昇給等の規定を適用して再計算した場合に特2級から3級への昇格の前日に受けることとなる号給」とする。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第7号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成22年静岡市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「特定任期付職員（条例第2条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「条例第2条第1項に規定する特定任期付職員」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第8号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)

の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (14) 一般財団法人静岡市動物園協会
- (15) 公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター
- (16) 社会福祉法人静岡市厚生事業協会
- (17) 公益社団法人静岡市シルバー人材センター

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

## 静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第2号ア中「係長及び副主幹」を「主任」に改める。

第10条の2中「係長級昇任選考」を「主任主事・主任技師等昇任選考」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

## 静岡市教育委員会規則第4号

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市立の高等学校の在り方検討委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次代に必要となる資質の向上及び能力の育成並びに高等学校の枠組みを超えた教育課程の編成について調査審議すること。
- (2) 静岡市立の高等学校の在り方について教育委員会に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校経営に関し優れた識見を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「			
2 教育調整監、理事及び参与の所管事務を決定すること。		○	を
」			
「			
2 学校づくり推進監、理事及び参与の所管事務を決定すること。		○	に、
」			
「			
6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長	局次長、教育調整監、理事及び参与	課長及び担当課長その他の所属職員
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局次長	教育調整監、理事、参与及び課長	担当課長その他の所属職員
を			
」			
「			
6 市内の出張を命令し、又は復命	局長	局次長、学	課長及び担

<p>を受けること。</p> <p>7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>局次長</p>	<p>校づくり推進監、理事及び参与 学校づくり推進監、理事、参与及び課長</p>	<p>当課長その 他の所属職員 担当課長その 他の所属職員</p>	<p>に、</p>
--	------------	--	---	-----------

<p>9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。</p>	<p>局次長</p>	<p>教育調整監、理事、参与及び課長</p>	<p>担当課長その 他の所属職員</p>	
<p>10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。</p>	<p>局次長</p>	<p>教育調整監、理事、参与及び課長</p>	<p>担当課長その 他の所属職員</p>	<p>を</p>

<p>9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。</p>	<p>局次長</p>	<p>学校づくり推進監、理事、参与及び課長</p>	<p>担当課長その 他の所属職員</p>	
<p>10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。</p>	<p>局次長</p>	<p>学校づくり推進監、理事、参与及び課長</p>	<p>担当課長その 他の所属職員</p>	<p>に</p>

改める。

別表第2個別専決事項中教育施設課に関する事項を教育資産管理課に関する事項とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第6号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、子ども未来局及び」を「、こども未来局及び」に改め、同条の表を次のように改める。

事務の名称	補助執行職員
1 家庭教育学級、高齢者学級及び女性学級の実施に関する事。	市民局長、市民局次長及び生涯学習推進課の職員
2 学校体育施設等の利用に関する事。	観光交流文化局長、観光交流文化局次長及びスポーツ振興課の職員
3 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。	
4 青少年研修センターに関する事。	こども未来局長、こども未来局次長及びこども若者応援課の職員
5 児童・生徒の教育相談に関する事。	
6 教育支援センターの管理に関する事。	
7 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
8 1から7までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第7号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	129	各校長	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	---

」

「

学校長印	6	てん書	正方形	方18	126	各校長	に、
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	----

」

「

社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長	を
文化財保護審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局文化財課長	
登呂博物館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	登呂博物館長	
芹沢銈介美術館協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	芹沢銈介美術館長	
スポーツ推進審議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	観光交流文化局スポーツ振興課長	
自然の家運営協議会会長印	9	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長	

」

「

社会教育委員印	8	てん書	正方形	方18	1	教育総務課長	に
---------	---	-----	-----	-----	---	--------	---

」

改める。

別表第2の1専用公印の表中

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	129	各校長	卒業証書、修了証書、 賞状、表彰状及び感謝 状用	を
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------	---

」

「

学校長印	4	てん書	正方形	方30	126	各校長	卒業証書、修了証書、 賞状、表彰状及び感謝 状用	に
------	---	-----	-----	-----	-----	-----	--------------------------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



## 静岡市教育委員会規則第10号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(条例附則第15項の規定の適用を受ける前の給料月額をいう。以下この項において同じ。)」を削る。

第4条中「若しくは第3項」及び「若しくは別表第3」を削り、「第4項」を「第3項の規定」に改める。

第6条第3項中「第26条第3項第1号」を「第26条第3項」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、給与条例第26条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第26条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 給与条例第26条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第11号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任						
用短時間勤	1～4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
務職員以外	5～8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
の職員	9～12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13～16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17～20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21～24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25～28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29～32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33～36	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37～40	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000
	41～44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45～48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49～52	3,300	3,800	6,100	6,800	

53～56	3,400	4,100	6,300	6,900	
57～60	3,500	4,300	6,400	7,000	
61～64	3,600	4,500	6,500	7,100	
65～68	3,700	4,800	6,700	7,200	
69～72	3,800	4,900	6,800	7,300	
73～76	3,900	5,100	6,900	7,400	
77～80	4,000	5,300	6,900	7,500	
81～84	4,100	5,400	7,000	7,500	
85～88	4,100	5,500	7,200	7,600	
89～92	4,200	5,600	7,200	7,700	
93～96	4,300	5,800	7,200	7,700	
97～100	4,400	5,900	7,300		
101～104	4,400	6,100			
105～108	4,500	6,200			
109～112	4,500	6,300			
113～116	4,600	6,400			
117～120	4,700	6,500			
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,100			
149～152		7,100			
153～156		7,200			
157～160		7,300			
161～164		7,300			
165		7,400			
定年前再任	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

用短時間勤務職員						
----------	--	--	--	--	--	--

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再任					
用短時間勤務職員以外の職員	1～4	2,000	2,500	5,700	7,400
	5～8	2,000	2,600	5,900	7,500
	9～12	2,100	2,800	6,000	7,600
	13～16	2,200	2,900	6,100	7,700
	17～20	2,300	3,000	6,300	7,900
	21～24	2,400	3,200	6,400	8,000
	25～28	2,600	3,300	6,600	8,000
	29～32	2,700	3,500	6,800	8,000
	33～36	2,800	3,700	6,900	8,000
	37～40	2,900	3,800	7,000	8,000
	41～44	3,100	4,100	7,100	
	45～48	3,200	4,300	7,200	
	49～52	3,300	4,500	7,300	
	53～56	3,400	4,800	7,400	
	57～60	3,500	4,900	7,500	
	61～64	3,600	5,100	7,500	
	65～68	3,700	5,300	7,600	
	69～72	3,800	5,400	7,700	
	73～76	3,900	5,500		
	77～80	4,000	5,600		
	81～84	4,100	5,800		
	85～88	4,100	5,900		
	89～92	4,200	6,100		

	93～96	4,300	6,200		
	97～100	4,400	6,300		
	101～104	4,400	6,400		
	105～108	4,500	6,500		
	109～112	4,500	6,600		
	113～116	4,600	6,700		
	117～120	4,700	6,800		
	121～124	4,700	6,900		
	125～128	4,800	6,900		
	129～132	4,900	6,900		
	133～136	4,900	7,100		
	137～140	4,900	7,100		
	141～144	5,000	7,200		
	145～148	5,100	7,300		
	149～152	5,100	7,300		
	153～156	5,100	7,400		
	157	5,200			
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第12号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「合計額」の次に「(扶養手当の支給を受けない職員にあつては、給料の月額。次項及び次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第13号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条の2の表中「、水見色小学校」及び「、清沢小学校」を削り、「両河内中学校」を「清水両河内中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第14号

静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 静岡市スポーツ推進委員規則（平成15年静岡市教育委員会規則第1号）
- (2) 静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第2号）
- (3) 静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）
- (4) 静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第4号）
- (5) 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第5号）
- (6) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第6号）
- (7) 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第7号）
- (8) 静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第8号）
- (9) 静岡市清水駅東口クライミング場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第9号）
- (10) 静岡市キャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第10号）
- (11) 静岡市博物館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第50号）
- (12) 静岡市自然の家条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第54号）
- (13) 静岡市文化財保護条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第57号）
- (14) 静岡市埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成17年静岡市教育委員会規則第10号）
- (15) 静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年静岡市教育委員会規則第19号）
- (16) 静岡市蒲原プール条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第5号）
- (17) 静岡市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則（平成22年静岡市教育委員会規則第2号）

- (18) 静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則（平成24年静岡市教育委員会規則第1号）
- (19) 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家職員住宅管理規則（平成24年静岡市教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市公営企業管理者 大石 貴生

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 個別専決事項水道部水道建設・維持課に関する事項の表中

「

1 工事のため一部区域の断水に関すること。				○
-----------------------	--	--	--	---

を

」

「

1 工事のため一部の区域の断水に関すること。				○
------------------------	--	--	--	---

に

」

改め、同表個別専決事項水道部水道施設課に関する事項の次に次のように加える。

水道部中山間地水道課に関する事項

専決者	局長	局次長	部長	課長
専決事項				
1 水源地、取水場、浄水場及び配水場の操作に関すること。				○
2 工事のため一部の区域の断水に関すること。				○

3 急を要する修繕工 事のため的一部区域 の断水に関するこ と。				○
4 送水及び配水操作 に関すること。				○

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市公営企業管理者 大石 貴生

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年静岡市企業局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「下水道排水設備指定工事店指定申請書」を「下水道排水設備指定工事店指定・更新申請書」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、「及び前条第2項第2号に該当しないことを証する書類」を削り、同号を同項第1号とし、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号を削り、同項第10号中「及び第3号」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第11号を第6号とする。

第11条第2項中「下水道排水設備指定工事店指定継続申請書（様式第4号）に次に」を「下水道排水設備指定工事店指定・更新申請書（様式第1号）に第4条第1項各号に」に改め、同項各号を削る。

第12条の見出し中「義務」を削り、同条第1項中「若しくは休止」を「休止し、若しくは再開」に、「下水道排水設備指定工事店指定取消申出書（様式第5号）」を「下水道排水設備指定  
廃止  
工事店 休止 届出書（様式第4号）」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」  
再開

に改め、同項第1号中「組織」を「商号又は名称」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「営業所を移転した」を「住所を変更した」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、同項第6号中「住居表示又は」を削り、同号を同項第5号とする。

第13条第1項中「申出書」を「届出書（再開の場合を除く。）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（以下「旧規程」という。）の様式により提出されている文書は、この規程による改正後の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和7年3月31日

静岡市公営企業管理者 大石 貴生

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「経営管理部上下水道経理課水道経理係長」を「経営管理部上下水道経理課経理第1係長」に、「水道経理係長」を「経理第1係長」に、「経営管理部上下水道経理課下水道経理係長」を「経営管理部上下水道経理課経理第2係長」に、「下水道経理係長」を「経理第2係長」に改める。

第4条第2項から第4項までの規定中「水道経理係長又は下水道経理係長」を「経理第1係長又は経理第2係長」に改める。

様式第28号中「静岡市上下水道局収納金」を「年 月 日当店において受け入れた静岡市上下水道局収納金」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

## 静岡市訓令第3号

静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

静岡市長 難波 喬 司

## 静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、自然の家（静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）第2条に規定する施設をいう。以下同じ。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日)

第2条 職員の週休日は、4週間を通じ8日とする。

2 職員に対する週休日の割振りは、所長が別に定め、当該勤務に従事する日前10日までに明示する。

(割振りの変更)

第3条 所長は、自然の家の業務の都合により特に必要があると認めるときは、前条第2項の規定により定めた週休日の割振りを変更することができる。この場合において、所長は、変更の内容を速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市訓令第4号

各局及び各区役所

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

第23条第2項第1号中「報告及び依頼の公文書」を「依頼、送付及び報告の公文書（次号及び第3号に掲げるものを除く。）」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 国、独立行政法人、本市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人へ発信する公文書  
第23条第2項第4号中「軽易なものとして」を削る。

第24条第1項を次のように改める。

総合行政ネットワーク（国と地方公共団体及び地方公共団体間を相互に通信するためのインターネットから分離された行政専用ネットワークをいう。）の電子文書の交換システムにより発信するものについては、前条第1項の規定による公印の押印に代えて、電子署名を行うものとする。

## 附 則

この訓令中第23条の改正規定は令和7年4月1日から、第24条の改正規定は公布の日から施行する。

静岡市訓令第5号

各局及び各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

第2条中「担当部長」の次に「、観光政策監」を加え、「、健康長寿推進監」、「、局理事」及び「及び局理事」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

各局及び各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

第2条第3項中「担当部長」の次に「、観光政策監」を加え、「、健康長寿推進監」、「局理事」及び「及び局理事」を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

子ども未来局

静岡市立の幼保連携型認定こども園の園長及び保育教諭等の選考に関する規程（平成27年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

子ども未来局

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

子ども未来局

静岡市待機児童園の事務に従事する職員の兼職に関する規程（平成27年静岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

子ども未来局

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第9号

観光交流文化局

静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターに勤務する職員の週休日の特例に関する規程（平成31年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

題名中「観光交流文化局文化財課」を「観光交流文化局歴史文化課」に改める。

第1条中「観光交流文化局文化財課」を「観光交流文化局歴史文化課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第10号

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市教育委員会訓令第3号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

大石 貴 生

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文 宣

第3条第2項中「総務局長」を「総合政策局長」に、「総務局次長」を「総合政策局次長」に、「子ども未来局次長」を「こども未来局次長」に、「経済局農林水産部長」を「経済局農政部長」に改める。

第4条第3項中「総務局次長」を「総合政策局次長」に改める。

第6条中「総務局総務課」を「総合政策局社会共有資産利活用推進課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第11号

静岡市消防本部訓令第7号

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市教育委員会訓令第4号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市業務改善推進規程(平成24年静岡市訓令第14号、平成24年静岡市消防本部訓令第7号、平成24年静岡市上下水道局管理規程第7号、平成24年静岡市教育委員会訓令第3号、平成24年静岡市選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市人事委員会訓令第2号、平成24年静岡市監査委員訓令第3号、平成24年静岡市農業委員会訓令第3号、平成24年静岡市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市消防長 池田悦章

静岡市公営企業管理者  
大石貴生

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大場知明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 浜部健二

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三宅衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望月洋壽

静岡市人事委員会  
委員長 石割誠

静岡市代表監査委員  
遠藤正方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 大村一雄

第7条中「総務局総務課長（以下「総務課長」を「総合政策局DX推進課業務改善推進担当課長（以下「業務改善推進担当課長」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第9条第1項中「総務課長」を「業務改善推進担当課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第12号

静岡市上下水道局管理規程第6号

各局及び各区役所

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波喬司

静岡市公営企業管理者

大石貴生

第3条第2項中「経済局農林水産部長」を「経済局農政部長」に改める。

別表第2中

「

経済局農林水産部会	
-----------	--

を

」

「

経済局農政部会	
---------	--

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第13号

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市教育委員会訓令第5号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

大石 貴 生

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文 宣

別表第2中

「

保健福祉長寿局健康福祉部 会	保健福祉長寿局健康福祉部所属の各課、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び地域リハビリテーション推進センター	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
-------------------	---	-----------	-------------------

を

」

「

保健福祉長寿	保健福祉長寿局健	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康
--------	----------	-----------	-----------

局健康福祉部 会	康福祉部所属の各課、地域支え合い推進部所属の各課及び地域リハビリテーション推進センター		福祉部福祉総務課
-------------	---	--	----------

に、

子ども未来局 部会	子ども未来局所属の各課及び児童相談所	子ども未来局次長	子ども未来局子ども未来課
経済局商工部 会	経済局商工部所属の各課、産業基盤強化本部及び中央卸売市場並びに経済局海洋文化都市推進部所属の各課	経済局次長	経済局商工部産業政策課
経済局農林水産部 会	経済局農林水産部所属の各課、葵・駿河農林施設管理事務所及び農業委員会事務局	経済局農林水産部長	経済局農林水産部農業政策課
都市局都市計 画部会	都市局都市計画部所属の各課及び都市計画事務所	都市局次長	都市局都市計画部都市計画課

を

こども未来局 部会	こども未来局所属の各課及び児童相談所	こども未来局次長	こども未来局こども未来課
--------------	--------------------	----------	--------------

経済局商工部 会	経済局商工部所属 の各課、産業基盤強 化本部及び中央卸 売市場並びに経済 局海洋政策部所属 の各課	経済局次長	経済局商工部産業政 策課
経済局農政部 会	経済局農政部所属 の各課、葵・駿河農 業施設管理事務所 及び農業委員会事 務局	経済局農政部長	経済局農政部農業政 策課
都市局都市計 画部会	都市局都市計画部 所属の各課	都市局次長	都市局都市計画部都 市計画課

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第14号

静岡市上下水道局管理規程第8号

静岡市教育委員会訓令第6号

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

大石 貴 生

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文 宣

第3条第2項中「経済局農林水産部長」を「経済局農政部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市訓令第15号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市車両管理規程（平成15年静岡市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第2号中「平成15年静岡市規則第11号」を「平成17年静岡市規則第10号」に改める。

様式第2号中

「

下記のとおり使用承認してよいでしょうか。				

車 両 使 用 申 込 書		年	月	日
様				
		主管の長 (職・氏名)		

を

」

「

車 両 使 用 申 込 書		第	号
		年	月
様		日	
		主管の長 (職・氏名)	

に

」

改める。

様式第3号中

「

車 両 使 用 承 認 書		
	年	月 日
様		

を

」

「

車 両 使 用 承 認 書		
	第	号
	年	月 日
様		

に

」

改める。

様式第5号その1中

「

車両修理依頼書							
						年	月 日
様							
所属長							
次のとおり修理を依頼します。							
車名		登録 番号	静岡	運転 者名		走 行 km 数	km

を

」

「

車両修理依頼書							
						第	号
						年	月 日
様							
所属長							
次のとおり修理を依頼します。							
車名		登録 番号	静岡	運転 者名		走 行 km 数	km

に、

」

指定業者	業 者 名			選 定 理 由	
選定理由 (案)					
課長					起案者

指定業者	業 者 名			選 定 理 由	
選定理由 (案)					

改め、同様式（注）を削る。

様式第5号その2中

車両修理依頼書	年 月 日
---------	-------

車両修理依頼書	第 号 年 月 日
---------	--------------

車 両 係 長		整 備 管理者		係		年 月 日
						課 扱 い
上記の小修理を依頼します。						

--

改める。

様式第6号中

「

				年 月 日	
課 長				安全運転 管理者	整備管理 者

車 両 廃 車 依 頼 書

年 月 日

管財課長 様

主管の長（車両管理者）  
職 名  
氏 名

を

「

車 両 廃 車 依 頼 書

第 号  
年 月 日

管財課長 様

主管の長（車両管理者）  
職 名  
氏 名

に

改める。

様式第7号中

「

				年 月 日	
課 長				安全運転 管理者	整備管理 者

車 両 所 属 換 え 通 知 書

年 月 日

管財課長 様

主管の長（車両管理者）

を

職名  
氏名

車 両 所 属 換 え 通 知 書

第 号  
年 月 日

管財課長 様

主管の長（車両管理者）  
職名  
氏名

改める。

様式第8号中「てんまつ」を「てん末」に改め、同様式（注）を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第1号

各自然の家

静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程（平成21年静岡市教育委員会訓令第11号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月25日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

# 消防本部訓令

## 静岡市消防本部訓令第1号

消防局

各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

静岡市消防長 池田悦章

目次中「第39条」を「第38条」に改める。

第6条第1項中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第31条第4項中「別表の1」を「別表1」に、「当該部内で完結するものに限る」を「当該部内で完結するものに限り、同表1共通専決事項（2）人事に関する事項の4、5及び7中自己に係るものを除く」に、「同表の2」を「同表2」に改め、同条第5項第5号中「別表の1」を「別表1」に改め、「の1及び3」を削る。

第36条中「、変更届出書（様式第2号）により」を削り、「局長」を「消防総務課長」に改める。

第38条を削り、第39条を第38条とする。

別表1共通専決事項中「専決者欄の説明は」を「専決者欄の説明及び○印は」に改め、同表1共通専決事項（2）人事に関する事項の表を次のように改める。

専決事項	専決者	次長等	課長又は室長	署長
1 会計年度任用職員(署に所属するものを除く。)の選考(一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。)に関する事。			○	
2 会計年度任用職員(署に所属するものを除く。)(任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者(欠員の補充に係るものを除く。)に限る。)の任免及び給料決定に関する事。			○	
3 管内出張(2日以上を除く。)を命令し、又は復命を受ける事。	次長、部長、担当部長、消防管理監、理事及び参与	課長、室長、課長に準ずる者並びに課及び室に所属する職員	署長、副署長、分署長及び署に所属する職員	
4 3に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受ける事。	部長、担当部長、消防管理監、理事、参与、課長及び室長並びに署長 6日以内 課及び室並びに署に所属する職員 7日以上	課長に準ずる者並びに課及び室に所属する職員(以下「職員」という。) 6日以内	副署長、分署長及び署に所属する職員(以下「署員」という。) 6日以内	
5 休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)及び欠勤に関する事。	部長、担当部長、消防管理監、理	職員		署員

	事、参与、課長 及び室長並びに 署長		
6 交替制勤務をする職員の週休日の割振りに関する事。		職員	署員
7 週休日の指定、その振替及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関する事。	部長、担当部長、 消防管理監、理事、参与、課長及び室長並びに署長	職員	署員
8 時間外勤務を命令し、時間外勤務実績の報告を受ける事。		職員	署員

別表2 個別専決事項消防総務課に関する事項の表を次のように改める。

専決事項	専決者	次長	消防部長	課長
1 会計年度任用職員の選考（署に所属するものに限る。）（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考を除く。）に関する事。				○
2 会計年度任用職員（署に所属するものに限る。）（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者（欠員の補充に係るものを除く。）に限る。）の任免及び給料決定に関する事。				○
3 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。）に関する事。				○
4 会計年度任用職員（任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者（欠員の補充に係るものを除く。）を除く。）の任免及び給料決定に関する事。				○
5 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関する事。			重要なもの	○
6 職員の介護休暇及び介護時間に関する事。				○
7 消防手帳の交付に関する事。				○
8 扶養親族、住居届及び通勤届の認定				○

に関すること。			
9 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。			○
10 職員の休憩時間の短縮に関すること。			○
11 職員の深夜勤務、時間外勤務等の制限に関すること。			○
12 職員研修に関すること。			○
13 職員の勤務環境の改善及び健康管理の計画並びに実施に関すること。			○
14 予算事項別明細書の提出に関すること。			○
15 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の提出に関すること。			○
16 繰越明許費繰越計算書の提出に関すること。			○
17 予算の執行計画書の提出に関すること。			○
18 歳入歳出予算科目新設依頼書の提出に関すること。			○
19 歳出予算の流用の申請に関すること。	3,000万円未満		1,000万円未満
20 歳出予算の流用に関すること（静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）第30条第4項に規定する財政局長が別に指定する経費に限る。）。	5,000万円未満		1,000万円未満
21 収支計画表の作成及び提出並びに会計管理者への通知に関すること。			○
22 消防音楽隊の訓練及び出演に関すること。			○
23 消防事務の受託に係る負担金等に関すること。		重要なもの	○

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第1号を別記様式とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第2号

消防局  
各消防署

静岡市消防職員の勤務時間等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

静岡市消防長 池田悦章

第2条第2項の表中「翌日の午前8時30分」を「翌日の午前8時40分」に、「午後6時」を「午後6時10分」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第3号

消防局

各消防署

静岡市消防局救助業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

静岡市消防長 池田悦章

第6条第1項を次のように改める。

消防署長（以下「署長」という。）は、あらかじめ、別表第2の左欄に掲げる隊員（以下「救助隊員等」という。）をそれぞれ同表の右欄に定める要件の全てを満たす者のうちから任命するものとする。

第6条第2項中「救助隊員資格者」を「救助業務の知識及び技術又は基礎体力を有する者として、局長が別に定めるところにより認定した者（以下「救助隊員資格者」という。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

隊員	要件
特別高度救助 隊員（小隊長）	1 消防司令又は消防司令補の階級にある者 2 年齢50歳以下の者 3 特別高度救助隊員として経験を有する者又は高度救助隊員、特別救助隊員及び救助隊員として5年以上の経験を有する者 4 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。）第6条に規定する人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を修了した者 5 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての知識及び技術を有する者として認定された者 6 次のいずれにも該当する者 （1）大型自動車運転免許を取得した者

	<p>(2) 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>(3) 玉掛技能講習を修了した者</p>
特別高度救助 隊員	<p>1 消防司令、消防司令補又は消防士長の階級にある者</p> <p>2 年齢45歳以下の者</p> <p>3 高度救助隊員、特別救助隊員及び救助隊員として3年以上の経験を有する者</p> <p>4 省令第6条に規定する人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を修了した者</p> <p>5 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての知識及び技術を有する者として認定された者</p> <p>6 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 大型自動車運転免許を取得した者</p> <p>(2) 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>(3) 玉掛技能講習を修了した者</p>
高度救助隊員	<p>1 特別救助隊員及び救助隊員として3年以上の経験を有する者</p> <p>2 省令第5条に規定する人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を修了した者</p> <p>3 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての基礎体力を有する者として認定された者</p> <p>4 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）技能講習を修了した者</p> <p>(2) 車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p> <p>(3) 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>(4) 玉掛技能講習を修了した者</p>
特別救助隊員	<p>1 消防吏員として3年以上の経験を有する者</p> <p>2 省令第4条に規定する人命の救助に関する専門的な教育を修了した者</p> <p>3 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての基礎体力を有する者として認定された者</p>

	4 配置される救助隊において、署長が必要と認める資格を取得し、又は講習を修了した者
救助隊員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防吏員として3年以上の経験を有する者</li> <li>2 省令第2条に規定する人命の救助に関する専門的な教育を修了した者</li> <li>3 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての基礎体力を有する者として認定された者</li> <li>4 配置される救助隊において、署長が必要と認める資格を取得し、又は講習を修了した者</li> </ol>
水難救助隊員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防吏員として3年以上の経験を有する者</li> <li>2 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての基礎体力を有する者として認定された者</li> <li>3 潜水士の免許を取得した者</li> </ol>
山岳救助隊員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防吏員として3年以上の経験を有する者</li> <li>2 救助隊員資格者のうち、救助隊員としての基礎体力を有する者として認定された者</li> </ol>

## 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第4号

消防局  
各消防署

静岡市消防局救急業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市消防長 池田悦章

第4条第2号中「昭和45年消防庁告示第1号」を「平成15年消防庁告示第3号」に改める。

第5条第1項中「次に定めるところにより」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、救急隊長については、消防士長以上の階級にある者を任命するものとする。

第5条第1項各号を削る。

第30条中「次に掲げる事案」を「局長が別に定める特異な救急事案等」に改め、同条各号を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 静岡市消防本部訓令第5号

消防局  
各消防署

静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程（平成24年静岡市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市消防長 池田悦章

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

品名	数量	点数	標準使用期間	最大数量
男性冬帽	1個	24	10年	1
男性冬服上衣	1着	63	8年	1
男性冬服ズボン	1着	45	8年	1
男性夏帽	1個	24	10年	1
男性夏服上衣	1着	31	8年	2
男性夏服ズボン	1着	29	8年	2
女性冬帽	1個	27	10年	1
女性冬服上衣	1着	63	8年	1
女性冬服スラックス	1着	45	8年	1
女性冬服スカート	1着	42	8年	1
女性冬服ベスト	1着	45	8年	1
女性夏帽	1個	24	10年	1
女性夏服上衣	1着	31	8年	2
女性夏服スラックス	1着	29	8年	2
女性夏服スカート	1着	42	8年	1
ワイシャツ又はブラウス	1着	14		3
ネクタイ	1本	7	8年	1
ベルト	1本	10		1

礼装用手袋	1 双	3		2
短靴	1 足	19		1
雨衣	1 着	60	10 年	1
冬服用防寒衣	1 着	66	10 年	1
活動用防寒衣	1 着	63	10 年	1
汎用帽	1 個	10	10 年	2
活動服	上衣 1 着、ズボン 1 着	74	6 年	1
活動服用ベルト	1 本	4		2
革手袋	1 双	4		3
耐切創用手袋	1 双	10		3
安全靴	1 足	20		1
編上靴	1 足	29		1
救急服上衣	1 着	44	6 年	2
救急服ズボン	1 着	37	6 年	2
救急用ベルト	1 本	6		2
救助服	上衣 1 着、ズボン 1 着	85	6 年	1
救助用ベルト	1 本	5		2
救助用手袋	1 双	9		3
航空服	上衣 1 着、ズボン 1 着	85	6 年	1
航空用ベルト	1 本	4		2
航空用手袋	1 双	24		3
航空用編上靴	1 足	29		1
階級章 (プリスト製)	1 個	2		3
安全帯	1 個	35		2
防火フード	1 個	16		2
防火手袋	1 双	16		3

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第6号

消防局

各消防署

静岡市危険物規制事務処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第21号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月31日

静岡市消防長 池田悦章

告 示

静岡市告示第176号

静岡市小児慢性特定疾病審査会要綱（平成26年静岡市告示第818号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

第3条中「保健福祉局保健衛生部保健所保健予防課」を「保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健所総務課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第177号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

別表第2中

「		」
	経済局農林水産部長	を
		」
「		」
	経済局農政部長	に、
		」
「		」
	上下水道局次長	を
		」
「		」
	上下水道局経営管理部長	に
		」

改める。

別表第3中

「		」
	観光交流文化局文化財課長	を
		」
「		」
	観光交流文化局歴史文化課長	に、
		」
「		」
	環境局環境共生課長	を
		」

「 環境局環境共生課長 環境局森林経営管理課長	に、
「 経済局農林水産部農地利用課長 経済局農林水産部農地整備課長 経済局農林水産部森林政策課長 経済局農林水産部水産振興課長	を
「 経済局農政部農地利用課長 経済局農政部農地整備課長 経済局農政部水産振興課長	に

改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市告示第190号

静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成25年静岡市告示第473号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

第4条中「子ども未来局青少年育成課」を「こども未来局こども若者応援課」に改める。

別表中「子ども未来局青少年育成課、子ども未来局子ども家庭課」を「こども未来局こども若者応援課、こども未来局こども家庭福祉課」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 監査委員告示

## 静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月8日

静岡市代表監査委員 遠藤 正方

第7条第2項を削り、同条第1項中「。以下「政令」という。」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

監査委員は、法第243条の2第10項（地方公営企業法第33条の2において準用する場合を含む。）の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査について、会計管理者又は公営企業管理者に対して報告を求めることができる。

## 附 則

この基準は、公布の日から施行する。

静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡市代表監査委員 遠藤 正方

第7条第2項中「第22条の5」を「第22条の4」に改める。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。